

# 川場村地域防災計画

資 料 編

令 和 3 年 3 月

川場村防災会議



## 目次

## 【1 組織関係】

1-1 防災関係機関一覧表	資-1
1-1-1 群馬県	資-1
1-1-2 市町村防災担当者	資-2
1-1-3 消防本部別消防署出張所	資-3
1-1-4 指定地方行政機関	資-4
1-1-5 陸上自衛隊	資-5
1-1-6 指定公共機関	資-6
1-1-7 指定地方公共機関	資-7
1-1-8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	資-8
1-2 川場村防災会議条例	資-9
1-3 川場村防災会議委員名簿	資-10

## 【2 災害危険区域関係】

2-1 土石流危険渓流一覧表	資-11
2-2 地すべり危険箇所一覧表	資-12
2-3 急傾斜地崩壊危険区域一覧表	資-13
2-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	資-14
2-5 雪崩危険箇所一覧表	資-15
2-6 山地災害危険地区状況一覧表	資-16
2-7 山地災害危険地区一覧表	資-17
2-8 山地災害危険地区位置図	資-19
2-9 災害危険区域に関する類似用語の説明	資-20
2-10 土砂災害警戒区域等の指定状況	資-22
2-11 土砂災害警戒区域等位置図	資-23
2-12 土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表	資-25

## 【3 ライフライン関係】

3-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表	資-27
3-1-1 水道担当連絡先	資-27
3-1-2 し尿処理施設担当連絡先	資-27
3-1-3 下水道処理担当連絡先	資-27
3-1-4 LPガス団体連絡先	資-27

## 【4 気象観測関係】

4-1 気象台の観測所	資-28
4-2 気象等に関する特別警報の発表基準	資-30
4-3 警報・注意報発表基準	資-31
4-3-1 警報・注意報発表基準一覧表	資-31
4-3-2 警報・注意報発表基準一覧表の解説	資-34
4-4 気象庁震度階級関連解説表	資-35
4-5 噴火警報・予報の名称、火山活動の状況等一覧表	資-40
4-6 日光白根山の噴火警戒レベル	資-41
4-7 降灰量階級	資-42
4-7-1 降灰量階級と降灰の厚さ	資-42
4-7-2 降灰量階級ととるべき行動等	資-42

**【5 避難所関係】**

5-1 避難所に関する類似用語の説明等	資-43
5-1-1 避難所に関する類似用語の説明	資-43
5-1-2 異常な現象ごとの指定緊急避難場所指定基準	資-43
5-2 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表	資-44
5-3 避難者名簿	資-45
5-4 避難所収容カルテ	資-46

**【6 災害報告関係】**

6-1 火災・災害等即報要領	資-47
6-1-1 第1号様式	資-47
6-1-2 第2号様式	資-48
6-1-3 第3号様式	資-49
6-1-4 第4号様式(その1)	資-50
6-1-5 第4号様式(その1) 別紙	資-51
6-1-6 第4号様式(その2)	資-52
6-2 災害報告取扱要領	資-53
6-2-1 第1号様式	資-53
6-3 報告に用いる被害程度の認定基準等	資-54
6-4 罹災証明書様式	資-57

**【7 自衛隊災害派遣要請関係】**

7-1 自衛隊の災害派遣要請等様式	資-58
7-1-1 派遣要請様式	資-58
7-1-2 部隊撤収要請様式	資-59

**【8 医療関係】**

8-1 医療機関一覧表	資-60
8-2 医療助産用資材調達先一覧表	資-60

**【9 輸送・交通関係】**

9-1 異常気象時の通行規制区間及び規制基準	資-61
9-2 緊急輸送道路図	資-62
9-3 緊急通行車両関係様式	資-63
9-3-1 申出書	資-63
9-3-2 緊急通行車両確認証明書	資-63
9-3-3 標章	資-64
9-3-4 緊急通行車両確認処理簿	資-64

**【10 ヘリコプター関係】**

10-1 ヘリポート予定地一覧表	資-65
------------------	------

**【11 衛生関係】**

11-1 利用清掃施設一覧表	資-66
----------------	------

**【12 応急復旧工事関係】**

12-1	応急仮設住宅建設候補地一覧表	資-67
12-2	住宅資材等の調達先及び建設業者	資-68
12-3	被災宅地危険度判定に必要となる資器材一覧表	資-69
12-4	被災宅地危険度判定調査票	資-70
12-4-1	様式-1	資-70
12-4-2	様式-2	資-72
12-4-3	様式-3	資-74
12-5	被災宅地危険度判定ステッカー	資-75

**【13 文化財関係】**

13-1	村内文化財一覧表	資-76
------	----------	------

**【14 災害救助法関係】**

14-1	災害救助基準	資-77
------	--------	------

**【15 被災者等支援関係】**

15-1	災害弔慰金等の支給制度	資-80
15-2	住宅再建・取得の支援制度	資-84
15-3	中小企業者に対する低利融資制度	資-87
15-4	農林水産業者等に対する助成・低利融資制度	資-88

**【16 災害応援協定関係】**

16-1	消防相互応援協定書	資-91
16-2	災害時における相互援助協定	資-93
16-3	災害時における相互援助協定実施細目	資-94
16-4	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書	資-95
16-5	群馬県防災航空隊応援協定	資-96
16-6	災害時における応急復旧業務に関する協定書	資-98
16-6-1	利根沼田森林組合	資-98
16-6-2	株式会社新栄建設	資-100
16-6-3	星野土建株式会社	資-102
16-6-4	武尊造園土木有限会社	資-104
16-7	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	資-106
16-8	大規模土砂災害時に備えた相互協力に関する協定書	資-108
16-9	災害時における相互応援に関する協定	資-110
16-10	災害発生時における川場村と郵便局の協力に関する協定	資-112
16-11	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	資-114
16-12	災害時における応急対策業務に関する協定書	資-116
16-13	災害時における飲料供給に関する協定書	資-118
16-14	川場村と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	資-120
16-15	災害時における停電復旧の連携等に関する協定書	資-123



# 1 - 1 防災関係機関一覧表

## 1 - 1 - 1 群馬県

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	連 絡 先	
			電 話	F A X
群馬県	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	総務部危機管理課 総務部消防保安課	027-226-2244 027-226-2241	027-221-0158
沼田警察署	〒378-0051 沼田市上原町1738-1	警備課	0278-22-0110	
利根沼田行政県税事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412	総務係	0278-22-4338	0278-24-3306
利根沼田保健福祉事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412		0278-23-2185	0278-22-4479
沼田土木事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412		0278-24-5511	0278-24-9943
利根沼田環境森林事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412		0278-22-4481	0278-23-0409
利根沼田農業事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412		0278-23-0188	0278-23-4597
利根教育事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412		0278-23-0165	0278-23-0180

## 1-1-2 市町村防災担当者

令和2年4月1日現在

地域	市町村名	担当部署		連絡先		宿日直体制		
		課名	係名	電話	FAX	日直	宿直	
前橋	前橋市	防災危機管理課	危機管理係	027-898-5935	027-221-2813	委託員	委託員	
	高崎	高崎市	防災安全課	防災安全担当	027-321-1352	027-321-1277	委託員	委託員
桐生	安中市	危機管理課	危機管理係	027-382-1111	027-329-6065	職員	職員	
	桐生市	防災・危機管理課	防災・危機管理課	0277-46-1111	0277-43-1001	職警備員	委託警備員	
伊勢崎	みどり市	危機管理課	危機管理係	0277-76-0960	0277-76-2452	職員	警備員	
	伊勢崎市	安心安全課	防災係	0270-27-2706	0270-26-6123	委託警備員	委託警備員	
太田	玉村町	環境安全課	消防防災係	0270-64-7708	0270-65-2592	職機警備員	警機警備員	機械 (平日20:05~8:30・ 土休日17:00~9:00)
	太田市	災害対策課	災害対策係	0276-47-1916	0276-47-1888	警備員	警備員	
館林	大泉町	安全安心課	危機管理係	0276-55-0333	0276-63-3921	職員	警機警備員	警備員(17:15~22:00) 機械(22:00~08:30)
	館林市	安全安心課	危機管理係	0276-72-4111	0276-72-3297	職員	職員	
	板倉町	総務課	行政安全係	0276-82-1111	0276-82-1300	職員	職員/機械	機械 (平日21:00~7:30・ 土休日21:00~8:30)
	明和町	総務課	安全安心係	0276-84-3111	0276-84-3114	職員	機械警備	機械 (平日21:00~8:00・ 土休日17:15~8:30)
	千代田町	総務課	危機管理室	0276-86-2112	0276-86-4591	職機警備員	職員/機械	機械(21:00~8:30)
利根沼田	邑楽町	安全安心課	交通防災係	0276-47-5019	0276-88-3247	職員	職員	
	沼田市	地域安全課	防災安全係	0278-23-2111	0278-23-2205	職員	警備員	
	片品村	総務課	庶務係	0278-58-2111	0278-58-2110	職員	委託員	
	川場村	総務課	財政係	0278-52-2111	0278-52-2333	職員	職員	
	みなかみ町	総務課	危機管理室	0278-25-5002	0278-62-2291	職員	職員	
渋川	昭和村	総務課	庶務係	0278-24-5111	0278-24-5254	職員	職員	
	渋川市	危機管理室	防災係	0279-22-2130	0279-24-6541	職員	警備員	
	榛東村	総務課	防災交通係	0279-54-2211	0279-54-8225	職員	職員	
多野藤岡	吉岡町	総務課 (安全安心室)	危機管理係	0279-54-3111	0279-54-8681	職員	職員	
	藤岡市	地域安全課	消防防災係	0274-22-7444	0274-24-4515	職警備員	職警備員	
	神流町	総務課	消防交通係	0274-57-2111	0274-57-2715	職員	職員	
富岡甘楽	上野村	総務課	総務係	0274-59-2111	0274-59-2470	職員	職員	
	富岡市	危機管理課	危機管理係	0274-62-1511	0274-62-0357	職員	警備員	
	下仁田町	総務課	地域安全係	0274-82-2110	0274-82-5766	職員	職員	
	南牧村	総務課	総務係	0274-87-2011	0274-87-3628	職員	職員	
吾妻	甘楽町	総務課	庶務係	0274-74-3131	0274-74-5813	職員	職員	
	中之条町	総務課	地域安全係	0279-75-8807	0279-75-6562	職員	職員	
	東吾妻町	総務課	安全対策係	0279-68-2111	0279-68-4900	職員	職員	
	長野原町	総務課	総務係	0279-82-2244	0279-82-3115	職員	職員	
	嬬恋村	総務課	地域安全係	0279-96-0511	0279-96-0516	職員	職員	
	草津町	総務課	防災係	0279-88-0001	0279-88-0002	職員	職員	
高山村	総務課		0279-26-7942	0279-63-2768	職員	職員		



# 1-1-3 消防本部別消防署出張所

令和2年4月1日現在

	消防本部	消防署	出張所等
前橋	前橋市消防局 〒371-0014 前橋市朝日町4-22-2 027-220-4500 総務課 027-220-4503 FAX 027-220-4527 予防課 027-220-4507 FAX 027-220-4527 警防課 027-220-4511 FAX 027-220-4527 通信指令課 027-220-4515 FAX 027-220-4528	中央消防署 〒371-0014 前橋市朝日町4-22-2 027-220-4519 FAX 027-220-4526	千代田分署 〒371-0022 前橋市千代田町1-1-21 027-237-0119 FAX 027-237-0449
		東消防署 〒371-0221 前橋市樋越町62-1 027-283-3399 FAX 027-283-5899	赤坂分署 〒371-0007 前橋市上泉町1425-2 027-269-6780 FAX 027-269-6791
		西消防署 〒371-0854 前橋市大渡町2-3-7 027-251-0272 FAX 027-251-0243	宮城分署 〒371-0242 前橋市馬場町896 027-280-2119
		南消防署 〒379-2131 前橋市西善町766-2 027-266-4374 FAX 027-266-4437	利根分署 〒371-0831 前橋市小相木町392-1 027-252-5787 FAX 027-252-5736
		北消防署 〒371-0051 前橋市上細井町1794-1 027-233-7215 FAX 027-233-7257	城南分署 〒379-2117 前橋市二之宮町1320 027-268-0166 FAX 027-268-0108
			白川分署 〒371-0115 前橋市富士見町小沢191-1 027-288-2719 FAX 027-288-2854
			西分署 〒370-0885 高崎市若田町32-8 027-343-1195 FAX 027-360-4063
			群南分署 〒370-0011 高崎市京目町615-1 027-352-1262 FAX 027-360-5125
			新町分署 〒370-1301 高崎市新町3152-1 0274-42-3105 FAX 0274-42-3192
			榛名分署 〒370-3345 高崎村上里見町249-1 027-374-1280 FAX 027-360-8017
	群馬分署 〒370-3531 高崎市足門町818-4 027-373-2262 FAX 027-360-6092		
	箕郷分署 〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋450 027-371-3250 FAX 027-360-7018		
	倉瀬分署 〒370-3402 高崎市倉瀬町三ノ倉437 027-378-3119 FAX 027-360-9009		
	郡原分署 〒379-0135 安中市郡原135-1 027-385-3755 FAX 027-380-2063		
	松井田分署 〒379-0302 安中市松井田町五科392-4 027-393-1221 FAX 027-380-3028		
高崎市等	高崎市等広域消防局 〒370-0861 高崎市八千代町1-13-10 027-322-2391 総務課 027-322-2393 FAX 027-323-1993 予防課 027-324-2213 FAX 027-325-1228 警防課 027-324-2125 FAX 027-323-1993 通信指令課 027-324-2225 FAX 027-323-1993	高崎中央消防署 〒370-0861 高崎市八千代町1-13-10 027-324-2218 FAX 027-323-1056	西分署 〒370-0852 高崎市中居町2-21-63 027-352-2900 FAX 027-360-5112
		高崎東消防署 〒370-0073 高崎市長町1-27-8 027-362-1808 FAX 027-362-1821	新町分署 〒370-1301 高崎市新町3152-1 0274-42-3105 FAX 0274-42-3192
		高崎北消防署 〒379-0116 安中市安中1-10-30 027-382-1818 FAX 027-380-1077	榛名分署 〒370-3345 高崎村上里見町249-1 027-374-1280 FAX 027-360-8017
		安中消防署 〒379-0116 安中市安中1-10-30 027-382-1818 FAX 027-380-1077	群馬分署 〒370-3531 高崎市足門町818-4 027-373-2262 FAX 027-360-6092
			箕郷分署 〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋450 027-371-3250 FAX 027-360-7018
			倉瀬分署 〒370-3402 高崎市倉瀬町三ノ倉437 027-378-3119 FAX 027-360-9009
			郡原分署 〒379-0135 安中市郡原135-1 027-385-3755 FAX 027-380-2063
			松井田分署 〒379-0302 安中市松井田町五科392-4 027-393-1221 FAX 027-380-3028
			東分署 〒376-0027 桐生市元宿町13-38 0277-47-1705 FAX 0277-47-1705
			南分署 〒376-0002 桐生市境野7-1799-2 0277-46-1165
	大間々新里分署 〒376-0102 みどり市大間々町扇原247 0277-73-1555		
	黒保根東分署 〒376-0306 みどり市東町萩原188 0277-97-2009		
伊勢崎	伊勢崎市消防本部 〒372-0031 伊勢崎市今泉町2-895 0270-25-3510 総務課 0270-25-3511 予防課 0270-25-3311 警防課 0270-25-3916 火災調査課 0270-25-5247	伊勢崎消防署 〒372-0031 伊勢崎市今泉町2-895 0270-25-3918 FAX 0270-25-3650	北分署 〒372-0015 伊勢崎市鹿島町429-5 0270-25-5247 FAX 0270-50-8198
		赤堀消防署 〒379-2204 伊勢崎市西久保町2丁目341-3 0270-62-0230 FAX 0270-62-0199	南分署 〒372-0834 伊勢崎市堀口町656-1 0270-32-0062 FAX 0270-32-9695
		東消防署 〒379-2223 伊勢崎市東小保方町3238-2 0270-62-8980 FAX 0270-40-9167	西分署 〒372-0803 伊勢崎市宮古町89 0270-21-4545 FAX 0270-50-8126
		境消防署 〒370-0125 伊勢崎市境萩原1753 0270-74-0012 FAX 0270-74-0042	
		玉村消防署 〒370-1105 佐波郡玉村町大字福島548 0270-65-2982 FAX 0270-65-3157	
			九合分署 〒373-0817 太田市飯塚町87-1 0276-46-9119 FAX 0276-46-9124
			沢野分署 〒373-0829 太田市細谷町211-2 0276-33-7119 FAX 0276-33-7120
			尾島分署 〒370-0421 太田市稲川町432-1 0276-52-3119 FAX 0276-52-3287
			藪根分署 〒379-2302 太田市の神243-2 0277-78-1119 FAX 0277-78-1129
			城之内出張所 〒370-0518 邑楽郡大泉町城之内2-25-2 0276-63-2119 FAX 0276-63-4423
太田	太田市消防本部 〒373-0063 太田市島山下町409-1 0276-33-0119 消防総務課 0276-33-0200 予防課 0276-33-0202 警防課 0276-33-0203 消防団課 0276-33-0201 通信指令課 0276-33-0119 FAX 0276-33-0301	中央消防署 〒373-0063 太田市島山下町409-1 0276-32-6119 FAX 0276-33-0304	九合分署 〒373-0817 太田市飯塚町87-1 0276-46-9119 FAX 0276-46-9124
		東部消防署 〒373-0022 太田市東金井町262-1 0276-40-2119 FAX 0276-46-9124	沢野分署 〒373-0829 太田市細谷町211-2 0276-33-7119 FAX 0276-33-7120
		西部消防署 〒370-0341 太田市新田金井町607 0276-56-8119 FAX 0276-56-8124	尾島分署 〒370-0421 太田市稲川町432-1 0276-52-3119 FAX 0276-52-3287
		大泉消防署 〒373-0535 邑楽郡大泉町大字若木戸614-1 0276-62-3119 FAX 0276-62-3124	藪根分署 〒379-2302 太田市の神243-2 0277-78-1119 FAX 0277-78-1129
			城之内出張所 〒370-0518 邑楽郡大泉町城之内2-25-2 0276-63-2119 FAX 0276-63-4423
利根沼田	利根沼田広域市町村圏振興整備組合消防本部 〒378-0056 沼田市高橋場町2049-1 0278-22-0119 FAX 0278-22-4922 総務課 0278-22-3133 予防課 0278-22-3139 警防課 0278-22-3137	中央消防署 〒378-0056 沼田市高橋場町2049-1 0278-24-1734 FAX 0278-22-4922	
		東消防署 〒378-0301 沼田市利根町平川1269 0278-56-2300 FAX 0278-56-2340	
		西消防署 〒379-1412 利根郡みなみ町羽場59-4 0278-64-0002 FAX 2078-64-0144	
		北消防署 〒379-1617 利根郡みなみ町湯原1681-1 0278-72-4349 FAX 0278-72-4339	
館林	館林地区消防組合消防本部 〒374-0039 館林市美園町7-3 0276-72-3171 FAX 0276-72-3318 総務課 0276-72-7229 予防課 0276-72-8363 警防課 0276-72-8361	館林消防署 〒374-0039 館林市美園町7-3 0276-72-3171 FAX 0276-72-3318	北分署 〒374-0008 館林市細内町687-3 0276-72-6441 FAX 0276-72-0094
		板倉消防署 〒374-0132 邑楽郡板倉町大字板倉3427-5 0276-82-1138 FAX 0276-82-2387	西分署 〒374-0057 館林市北成島町1647-1 0276-75-6656 FAX 0276-75-6719
		明和消防署 〒370-0701 邑楽郡明和町南大島265-1 0276-84-3131 FAX 0276-84-5378	
		千代田消防署 〒370-0722 邑楽郡千代田町大字萱野1218-1 0276-86-3202 FAX 0276-86-4810	
		邑楽消防署 〒370-0603 邑楽郡邑楽町大字中野2647-1 0276-88-5551 FAX 0276-88-8751	
渋川	渋川広域消防本部 〒377-0008 渋川市渋川1815-51 0279-25-0119 FAX 0279-20-1203 総務課 0279-25-4191 警防課 0279-25-4192 予防課 0279-25-4193 通信指令課 0279-25-0119 FAX 0279-60-6258	渋川広域消防署 〒377-0008 渋川市渋川1815-51 0279-25-0119 FAX 0279-20-1203	東分署 〒379-1125 渋川市赤城町上三原田468-2 0279-56-2926 FAX 0279-56-2946
			西分署 〒377-0102 渋川市伊香保町伊香保558-4 0279-72-2199 FAX 0279-72-2831
			南分署 〒370-3606 北群馬郡吉岡町大字上野田1201-3 0279-54-2064 FAX 0279-54-2092
			北分署 〒377-0205 渋川市北枚158-1 0279-53-3513 FAX 0279-53-3514
多野藤岡	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部 〒375-0024 藤岡市藤岡982 0274-22-1306 FAX 0274-22-4899 総務課 0274-22-4838 予防課 0274-22-2467 警防課 0274-22-2306	藤岡消防署 〒375-0024 藤岡市藤岡982 0274-22-1306 FAX 0274-22-2565	鬼石消防分署 〒370-1401 藤岡市鬼石171-1 0274-52-3505 FAX 0274-52-3702
		吉井消防署 〒370-2132 高崎市吉井町吉井541-1 027-387-5260 FAX 027-387-5298	奥多野消防分署 〒370-1506 多野郡神流町黒田101-4 0274-57-2119 FAX 0274-57-2120
			上野消防出張所 〒370-1614 多野郡上野村川和19 0274-59-2119 FAX 0274-59-2119
富岡	富岡甘葉広域市町村圏振興整備組合消防本部 〒370-2316 富岡市富岡1922-7 0274-62-4325 FAX 0274-64-5665 総務課 0274-62-4326 予防課 0274-62-4306 警防課 0274-62-4333	富岡消防署 〒370-2316 富岡市富岡1922-7 0274-62-4325 FAX 0274-64-5665	甘葉分署 〒370-2202 甘葉郡甘葉町大字小幡162-4 0274-74-3139 FAX 0274-74-3139
		下仁田消防署 〒370-2623 甘葉郡下仁田町大字小坂162-1 0274-82-2229 FAX 0274-82-2472	一ノ宮分署 〒370-2452 富岡市一ノ宮1607-2 0274-63-2441 FAX 0274-63-2441
			妙義分署 〒379-0206 富岡市妙義町中里298-1 0274-73-3637 FAX 0274-73-3637
			南牧分署 〒370-2806 甘葉郡南牧村大字日向1039-1 0274-87-2050 FAX 0274-87-2050
			西牧分遣所 〒370-2626 甘葉郡下仁田町大字南野牧6079-5 0274-84-2239 FAX 0274-84-2239
吾妻	吾妻広域市町村圏振興整備組合消防本部 〒377-0801 吾妻郡吾妻町大字原町35 0279-68-0119 FAX 0279-68-5080 総務課 0279-68-0213 予防課 0279-68-0214 警防課 0279-68-0217	東部消防署 〒377-0801 吾妻郡東吾妻町大字原町35 0279-68-0119 FAX 0279-68-2959	中之条分署 〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町564-1 0279-75-4119 FAX 0279-75-5213
		西部消防署 〒377-1711 吾妻郡草津町大字草津2番地6 0279-88-0119 FAX 0279-88-3137	長野原分署 〒377-1305 吾妻郡長野原町大字長野原字喜屋原14 0279-82-3119 FAX 0279-82-3850
			嬬恋分署 〒377-1612 吾妻郡嬬恋村大字大前125-1 0279-96-1190 FAX 0279-96-1781

## 1-1-4 指定地方行政機関

令和2年4月1日現在

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
関東管区警察局	〒330-9726 さいたま市中央区新都心 2-1		048-600-6000	
関東総合通信局	〒102-8795 千代田区九段南 1-2-1		03-6238-1600	03-6238-1629
関東財務局	〒330-9716 さいたま市中央区新都心 1-1		048-600-1111	
前橋財務事務所	〒371-0026 前橋市大手町 2-3-1		027-221-4491	
関東信越厚生局	〒330-9713 さいたま市中央区新都心 1-1	総務課	048-740-0711	048-601-1325
群馬労働局	〒371-8567 前橋市大手町 2-3-1	総務課	027-896-4732	027-896-2080
関東農政局	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1	企画調整室	048-740-0464	048-600-0602
群馬県拠点	〒371-0025 前橋市紅雲町 1-2-2	地方参事官室	027-221-1181	027-221-7015
関東森林管理局	〒371-8508 前橋市岩神町 4-16-25	総務企画部 企画調整課	027-210-1150	027-210-1154
利根沼田森林管理署	〒378-0018 沼田市鍛冶町 3923-1		0278-24-5535	0278-24-5562
関東経済産業局	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	危機管理・ 災害対策室	048-600-0213	048-601-1310
関東東北産業 保安監査部	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	管理課	048-600-0433 048-600-0434	048-601-1279
国土交通省 関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1		048-601-3151	048-600-1369
利根川ダム 統合管理事務所	〒371-0846 前橋市元総社町 593-1		027-251-2021	
関東運輸局	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57		045-211-7204	
群馬運輸支店	〒371-0007 前橋市上泉町 399-1		027-263-4440	
東京管区气象台	〒204-8501 東京都清瀬市中清戸 3-235	総務部業務課	042-497-7182	042-493-2668
前橋地方气象台	〒371-0026 前橋市大手町 2-3-1	防災業務担当 観測予報担当	027-896-1220 027-896-1536	027-896-1164 027-896-1593

## 1-1-5 陸上自衛隊

(\*印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
第 12 旅団				
司令部	〒370-3503 北群馬郡榛東村 大字新井 1017-2	第 3 部防衛班	0279-54-2011 内線2286・2287 * 2208(当直長)	0279-54-2011 内線 2239
第 12 後方支援隊	〒370-1300 高崎市新町 1080	第 3 科	0274-42-1121 内線 229	0274-42-1121 内線 239

## 1-1-6 指定公共機関

(\*印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
日本郵便株式会社 (関東支社)	〒330-9797 さいたま市中央区新都心 3-1	経営管理本部 総務・人事部 総務担当	048-600-2032	048-601-1806
川場郵便局	〒378-0199 利根郡川場村大字生品 1123		0278-52-2150	0278-52-3428
川場温泉郵便局	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地 2057-3		0278-52-2001	0278-52-3091
東日本電信電話株式会社 (群馬支店)	〒370-0829 高崎市高松町 3	災害対策室	027-321-5660 * 027-325-7999	027-330-3008
株式会社NTTドコモ (群馬支店)	〒379-2132 前橋市東善町 122		027-290-4869	
日本銀行 (前橋支店)	〒371-8640 前橋市大手町 2-6-14		027-225-1111	
日本赤十字社 (群馬県支部)	〒371-0833 前橋市光が丘町 32-10		027-254-3636	027-254-3637
日本放送協会 (前橋放送局)	〒371-8555 前橋市元総社町 189		027-251-1711	
独立行政法人水資源機構	〒330-6008 さいたま市中央区新都心 11-2		048-600-6500	
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (本部)	〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	高度被爆医療センター 運営企画室	043-206-3115 * 080-1106-0994	043-206-4095
高崎量子応用研究所	〒370-1292 高崎市綿貫町 1233	管理部保安全管理課 正門警備詰所	027-346-9290 * 027-346-6698	027-346-9692 027-346-9668
日本通運株式会社 (群馬支店)	〒370-0849 高崎市八島町 58-1		027-320-1707	
東京電力パワーグリッド株式会社 (渋川支社)	〒377-0007 渋川市石原 12-1	渋川支社直通 地域担当(課長)	0279-51-0520 * 090-3143-1130	0279-51-5037

## 1-1-7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
公益社団法人群馬県医師会	〒371-0022 前橋市千代田町 1-7-4		027-231-5311	027-231-7667
公益社団法人群馬県歯科医師会	〒371-0847 前橋市大友町 1-5-17		027-252-0391	027-253-6407
公益社団法人群馬県看護協会	〒371-0007 前橋市上泉町 1858-7		027-269-5565	027-269-8601
一般社団法人群馬県LPガス協会	〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7		027-255-6121	027-280-6170
利根・沼田支部	〒378-0015 沼田市戸鹿野町 248-4		0278-23-4702	
群馬県石油協同組合	〒371-0845 前橋市鳥羽町 35-5		027-251-1888	
一般社団法人群馬県バス協会	〒379-2166 前橋市野中町 588		027-261-2072	027-261-5537
一般社団法人群馬県トラック協会	〒379-2194 前橋市野中町 595		027-261-0244	027-261-7576
群馬テレビ株式会社	〒371-8548 前橋市上小出町 3-38-2	総務部	027-219-0001	
株式会社エフエム群馬	〒371-8533 前橋市若宮町 1-4-8		027-234-8000	
沼田エフエム放送株式会社	〒378-0044 沼田市下之町 888		0278-22-1600	0278-20-1414

## 1-1-8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
J A利根沼田	〒378-0053 沼田市東原新町 1940-1		0278-22-6633	0278-22-6666
東部支店	〒378-0005 沼田市久屋原町 383 - 10		0278-25-4455	
利根沼田森林組合	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地 2054-4		0278-52-2127	0278-52-3557
川場村社会福祉協議会	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地 3086-1		0278-50-1122	0278-50-1123
川場村商工会	〒378-0115 利根郡川場村大字門前 188		0278-52-2019	0278-52-3180
群馬県建設業協会	〒371-0846 前橋市元総社町 2-5-3		027-252-1666	027-252-1993

## 1-2 川場村防災会議条例

(昭和38年8月1日 川場村条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、川場村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川場村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前項に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (2) 群馬県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
  - (3) 群馬県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 川場村教育委員会教育長
  - (6) 川場村消防団長
  - (7) 利根沼田広域消防本部の消防長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、川場村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

附 則(平成12年3月17日条例第9号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月18日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-3 川場村防災会議委員名簿

区分	関係機関・役職	備考
国	国土交通省関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所長	
	関東森林管理局 利根沼田森林管理署長	
群馬県	利根沼田行政県税事務所長	
	沼田土木事務所長	
	利根沼田保健福祉事務所長	
警察	群馬県 沼田警察署長	
消防	利根沼田広域消防本部 消防長	
	川場村消防団長	
指定公共機関	川場郵便局長	
学識経験者	川場村社会福祉協議会 事務局長	
川場村	川場村長	会長
	川場村副村長	
	川場村教育長	
	総務課長	
	住民課長	
	健康福祉課長	
	むらづくり振興課長	
	田園整備課長	
	教育委員会事務局長	
	議会事務局長	
	出納室長	



## 2-1 土石流危険溪流一覧表

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	大字・字	箇所名
444-I-001	I	利根川	利根川	鳥取沢	生品	鳥取沢
444-I-002	I	利根川	利根川	御堂沢	生品	
444-I-003	I	利根川	利根川	大谷地沢	天神	大谷地
444-I-004	I	利根川	利根川	門前大倉沢	門前	西門前
444-I-005	I	利根川	利根川	庄ヶ久保沢	谷地	谷地
444-I-006	I	利根川	利根川	男鹿久保沢	谷地	上界戸
444-I-007	I	利根川	利根川	谷地沢	谷地	
444-I-008	I	利根川	利根川	桜川	谷地	富士山
444-I-009	I	利根川	利根川	大門沢	谷地	富士山
444-I-010	I	利根川	利根川	大場沢川	川場湯原	別所
444-I-011	I	利根川	利根川	菅ノ沢	川場湯原	別所
444-I-012	I	利根川	利根川	菅ノ沢右	川場湯原	
444-I-013	I	利根川	利根川	唐沢	川場湯原	太郎
444-I-014	I	利根川	利根川	太郎沢	川場湯原	太郎
444-I-015	I	利根川	利根川	薄根川	川場湯原	旭小屋
444-I-016	I	利根川	利根川	ふなくぼ沢	川場湯原	木賊
444-I-017	I	利根川	利根川	峠沢	川場湯原	木賊
444-I-018	I	利根川	利根川	田代川	中野	
444-I-019	I	利根川	利根川	岩倉沢	小田川	
444-I-020	I	利根川	利根川	平石川	小田川	
444-I-021	I	利根川	利根川	くくり林沢	小田川	
444-I-022	I	利根川	利根川	田代川	萩室	
444-I-023	I	利根川	利根川	内手沢	萩室	
444-I-024	I	利根川	利根川	芦ノ沢	萩室	
444-II-001	II	利根川	利根川	川場湯原沢	川場湯原	

※ 「危険溪流Ⅰ」が24河川、「危険溪流Ⅱ」が1、「危険溪流Ⅲ」が0になっている。

## 2-2 地すべり危険箇所一覧表

平成10年調査

土木事務所名	箇所名	河川名		所在地 大字	面積 (h a)	指定の 有無	備考
		幹川名	溪流名				
沼田	立岩	利根川	田沢川	立岩	17.2	無	

## 2-3 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

令和2年4月1日現在

土木事務所名	箇所番号	所在地		指定年月日	告示番号
		大字	箇所名		
沼田	359	門前	寺尾	S63.4.22	333
沼田	438	川場湯原	湯	H4.7.24	586
沼田	565	川原湯原	唐沢	H14.8.16	451

## 2-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

平成14年発表

危険度区分	土木事務所名	広域的 斜面番号	箇所番号	所在地	
				大字	箇所名
I	沼田	55	1258	川場湯原	木賊
I	〃	55	1259	〃	唐沢
I	〃	55	1260	〃	湯
I	〃	55	1261	門前	寺尾
I	〃	56	1262	谷地	富士平
I	〃	56	1263	〃	川場中学校
I	〃	56	1264	川場湯原	木賊 1
II	〃		3691	門前	西門前 1
II	〃		3692	天神	滝ノ沢 7
II	〃		3693	〃	滝沢 2
II	〃		3694	生品	生品 1
II	〃		3695	〃	谷 1
II	〃		3696	谷地	吉芦 1
II	〃		3697	〃	吉芦 2
II	〃		3698	〃	吉芦 3
II	〃		3699	川場湯原	旭小屋 1
II	〃		3700	萩室	萩室 1

※ 「危険箇所Ⅰ」が7、「危険箇所Ⅱ」が10、「準ずる箇所Ⅲ」が0になっている。

## 2-5 雪崩危険箇所一覽表

平成13年調査

土木 事務所名	番号	箇所名	所在地			危険斜面 面積(m <sup>2</sup> )
			郡	村	大字	
沼田	301	木賊1	利根郡	川場村	川場湯原	24,187
〃	302	太郎	〃	〃	〃	240,710
〃	303	湯	〃	〃	〃	58,939
〃	304	富士平	〃	〃	谷地	54,848
〃	305	寺尾	〃	〃	門前	17,059
〃	423	木賊2	〃	〃	川場湯原	104,020
〃	424	木賊3	〃	〃	〃	52,045
〃	425	木賊4	〃	〃	〃	124,310
〃	426	小田川	〃	〃	小田川	18,235
〃	427	谷地1	〃	〃	谷地	3,010
〃	428	滝ノ沢1	〃	〃	天神	56,445

## 2-6 山地災害危険地区状況一覧表

	山 地 災 害 危 険 地 区			計	(参考) なだれ 危険箇所	備 考
	山腹崩壊 危険地区	地すべり 危険地区	崩壊土砂流出 危険地区			
民有林	22	1	19	42	0	

## 2-7 山地災害危険地区一覧表

番号	地区区分	地区名	位置		直接保全対策施設			危険度 ランク※
			大字	字	人家 戸数	公共施設		
						種類	総量	
444-001	崩壊土砂		川場湯原	赤倉	0	県道長	10	B
444-002	"		川場湯原	唐沢	47	県道長	292	A
444-003	"		川場湯原	テラギ	2	県道長	216	B
444-004	"		川場湯原	高辰巳	10	他道路長	449	A
444-005	"	関平沢	中野	クノギ	94	公共その他	1	A
444-006	"		中野	クノギ	38	他道路長	8861	A
444-007	"		萩室	鍛冶沢	1	他道路長	425	C
444-008	"		萩室	芦沢	14	他道路長	2278	A
444-009	"		谷地	深沢	7	他道路長	851	A
444-010	"	滝ノ沢	天神	砕矢	7	市町村道長	1500	C
444-011	"		谷地	平並沢	0	他道路長	145	C
444-012	"		谷地	平並沢	0	他道路長	366	C
444-013	"		谷地	西沢	1	他道路長	250	C
444-014	"		谷地	笹平	10	県道長	103	B
444-015	"		門前	溝又入	0	他道路長	943	C
444-016	"		川場湯原	峠沢	15	県道長	279	A
444-017	"		谷地	鈴ノ手	5	県道長	71	B
444-018	"	木賊	川場湯原		0	県道長	183	B
444-019	"		川場湯原	大穴	1	県道長	182	B
444-020	"	関平沢	川場湯原		12	他道路長	405	A
444-001	山腹崩壊	木下	川場高原	木下	7	他道路長	24	C
444-002	"	湯平	川場高原	湯平	11	他道路長	82	A
444-003	"	唐沢	川場高原	唐沢	1	県道長	200	C
444-004	"	滝ノ入	谷地	滝ノ入	2			C
444-005	"	滝沢	門前	滝沢	8	他道路長	273	C

番号	地区区分	地区名	位置		直接保全対策施設			危険度 ランク※
			大字	字	人家 戸数	公共施設		
						種類	総量	
444-006	山腹崩壊	雨 乞 山	門 前	雨 乞 山	2	他道路長	85	C
444-007	"	竹 ノ 鼻	天 神	竹 ノ 鼻	15	県道長	100	B
444-008	"	立 野	生 品	立 野	0	他道路長	132	C
444-009	"	西 浦	生 品	西 浦	0	他道路長	3	C
444-010	"	上 田 沢	生 品	上 田 沢	0	県道長	46	C
444-011	"	下 田 沢	生 品	下 田 沢	6	他道路長	411	C
444-012	"	寺 入	門 前	寺 入	0			-
444-013	"	上 田 沢	生 品	上 田 沢	0	他道路長	15	C
444-014	"	寺 尾	門 前	寺 尾	9	他道路長	238	C
444-015	"	下	川 場 湯 原	下	2	他道路長	152	C
444-016	"	岩 田 渡	谷 地	岩 田 渡	1			C
444-017	"	関 下	中 野	関 下	0	他道路長	1	C
444-018	"	富 士 山	谷 地	富 士 山	0	他道路長	353	B
444-019	"	上 田 沢	生 品	上 田 沢	0	他道路長	462	C
444-020	"	川 久 保	谷 地	川 久 保	5	学校棟	1	B
444-021	"	中 ノ 入	中 野	中 ノ 入	0	他道路長	390	C
444-022	"	丹 後	生 品	丹 後	1	他道路長	332	C
444-023	"	下 - 2	川 場 湯 原	下 2	5	他道路長	157	C
444-024	"	姥 堂		姥 堂	2	他道路長	306	-

※ 危険度ランクは、危険度の高い方からA、B、Cの順となっている。各危険地区のランク判定は、以下により求めている。

#### (山腹崩壊危険地区の危険度)

地質、地形及び林況、地震、落石などの状況によって「山腹崩壊危険度」(135点以上をa1, 125点以上をb1, 100点以上をc1)を、公共施設等の種類及び数量によって「被災危険度」(a2, b2, c2)を求め、「山腹崩壊危険度」と「被災危険度」の2つの要素から、「山腹崩壊危険地区の危険度」(A, B, C)を判定する。

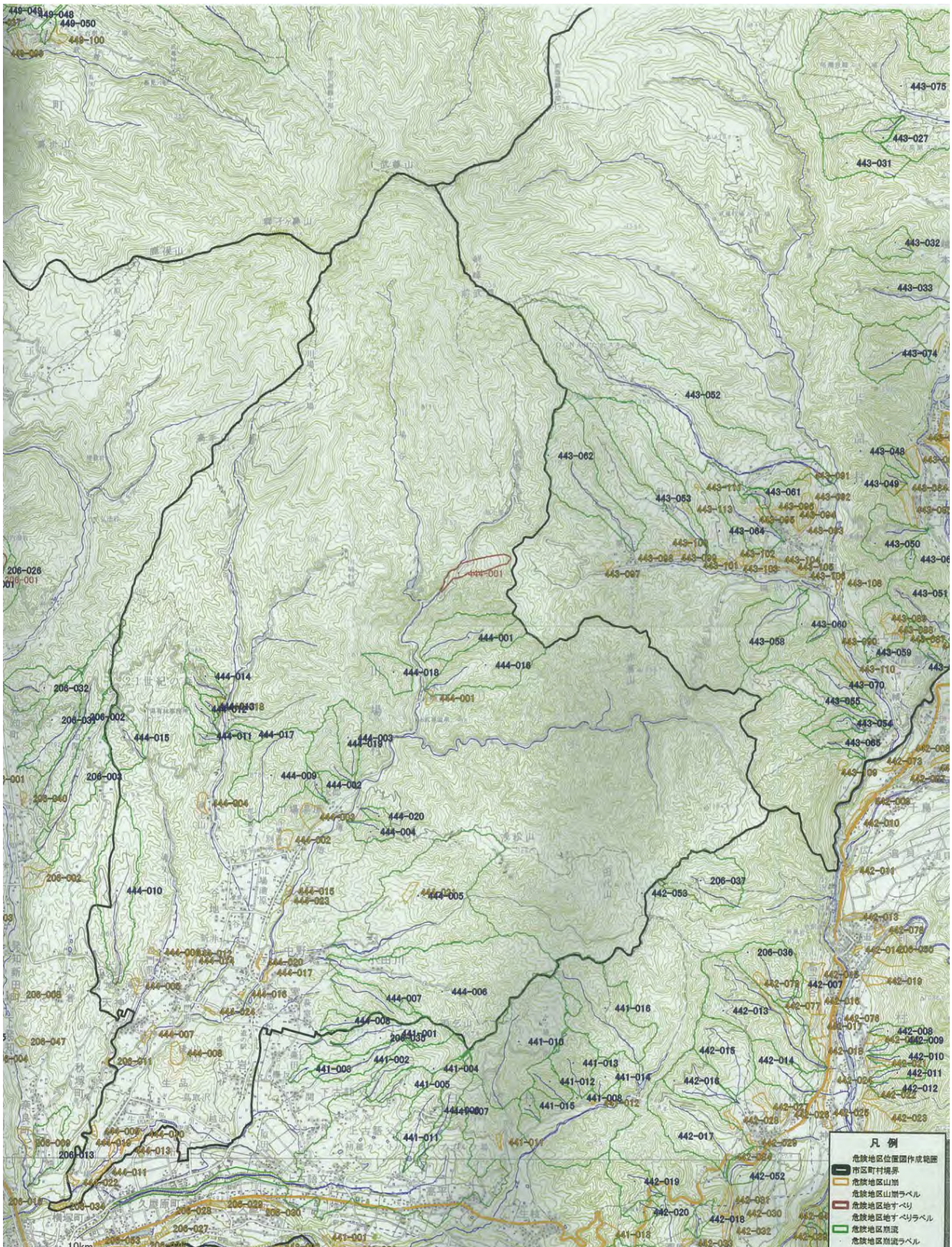
#### (崩壊土砂流出危険地区の危険度)

荒廃発生源の崩壊(地すべり)危険度、転石の混入割合、荒廃発生源直下の溪床勾配、崩壊土砂流出区間の延長、平均溪床勾配によって「崩壊土砂流出危険度」(140点以上をa1, 120点以上をb1, 100点以上をc1)を、公共施設等の種類及び数量によって「被災危険度」(a2, b2, c2)を求め、「崩壊土砂流出危険度」と「被災危険度」の2つの要素から、「崩壊土砂流出危険地区の危険度」(A, B, C)を判定する。

参照) 山地災害危険地区情報Q&A(静岡県HP)



### 2-8 山地災害危険地区位置図



## 2-9 災害危険区域に関する類似用語の説明

区分	用語	所管省庁	説明
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地。
	土石流危険溪流	国土交通省	土石流が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する溪流。
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。
	地すべり危険箇所	国土交通省	地すべりが発生する危険性があり、河川、道路、鉄道、公共建物、人家等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
		農林水産省	地すべりが発生する危険性があり、農地等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が農林水産省の定めた基準に該当する箇所。
地すべり危険地区	林野庁	地すべりが発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。	
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域。
	急傾斜地崩壊危険箇所	国土交通省	急傾斜地の崩壊が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。

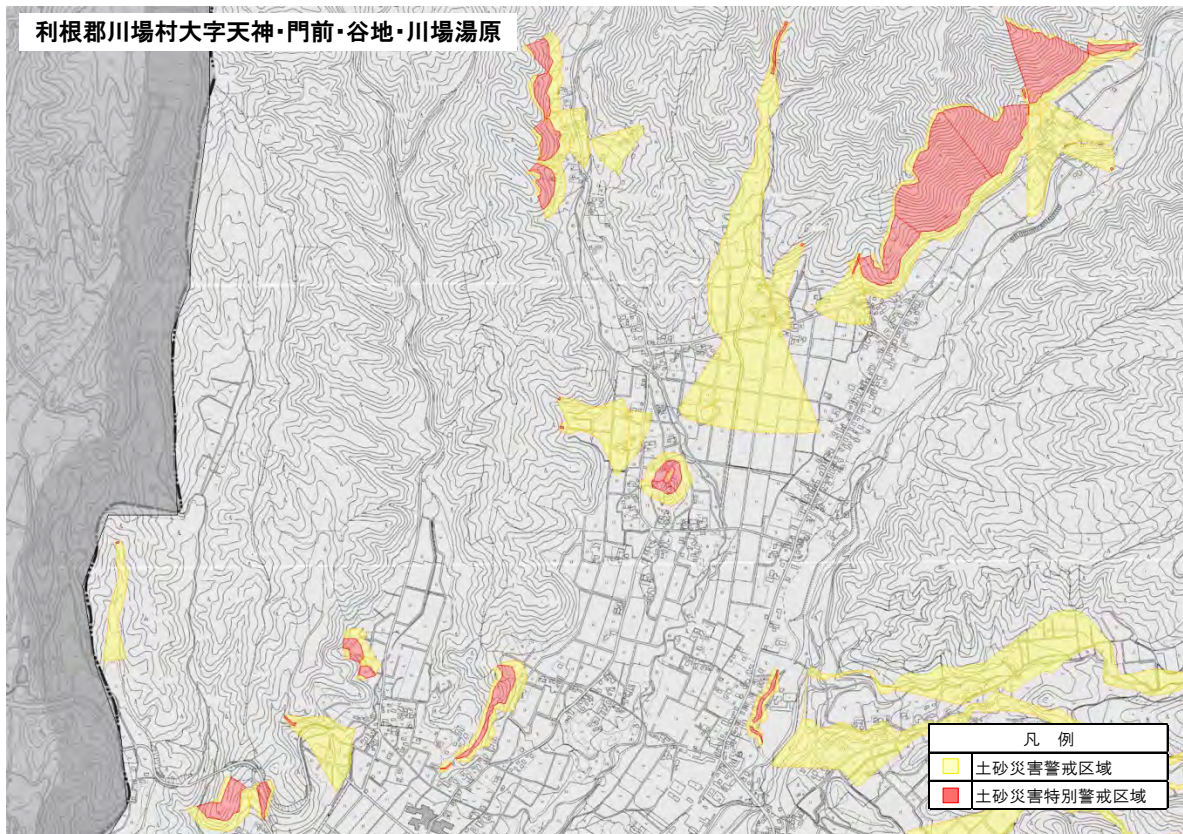
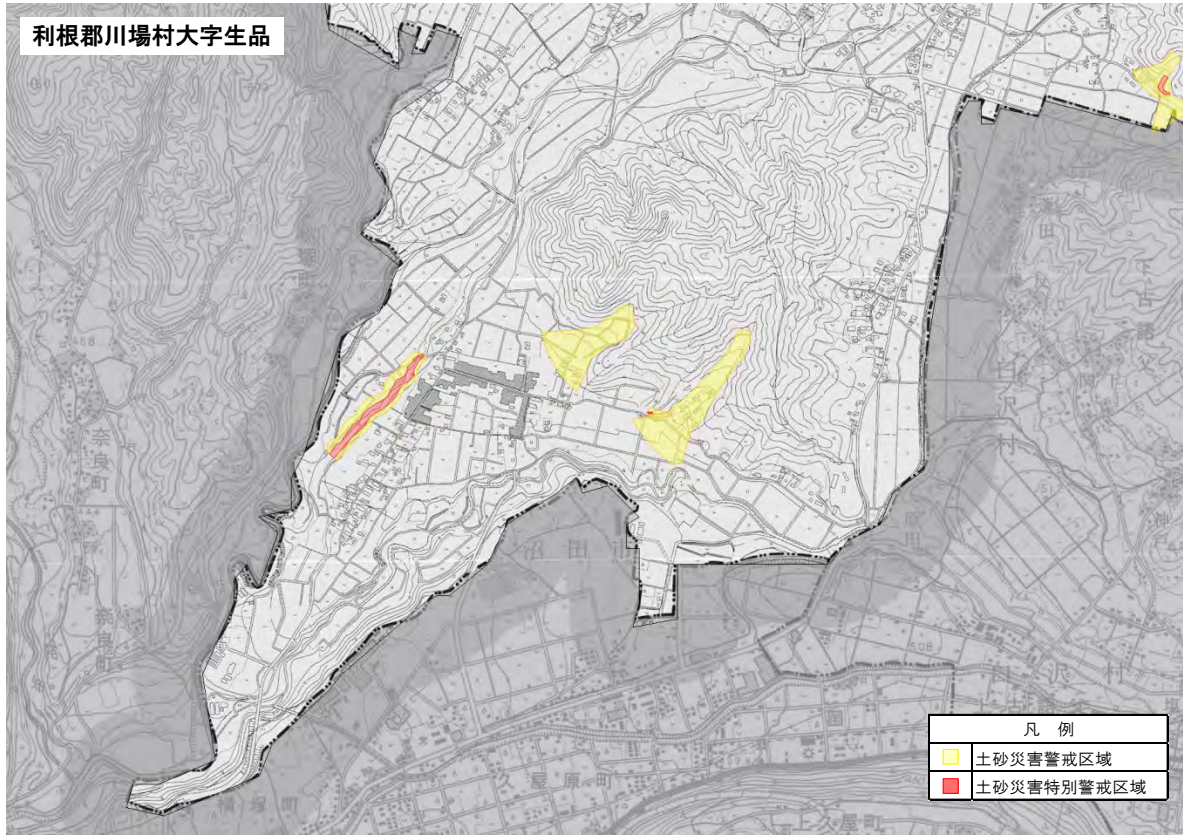
区分	用語	所管省庁	説明
雪崩	雪崩危険箇所	国土交通省	雪崩が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
	なだれ危険箇所	林野庁	雪崩が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する箇所。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。
	土砂災害特別警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条の規定に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。

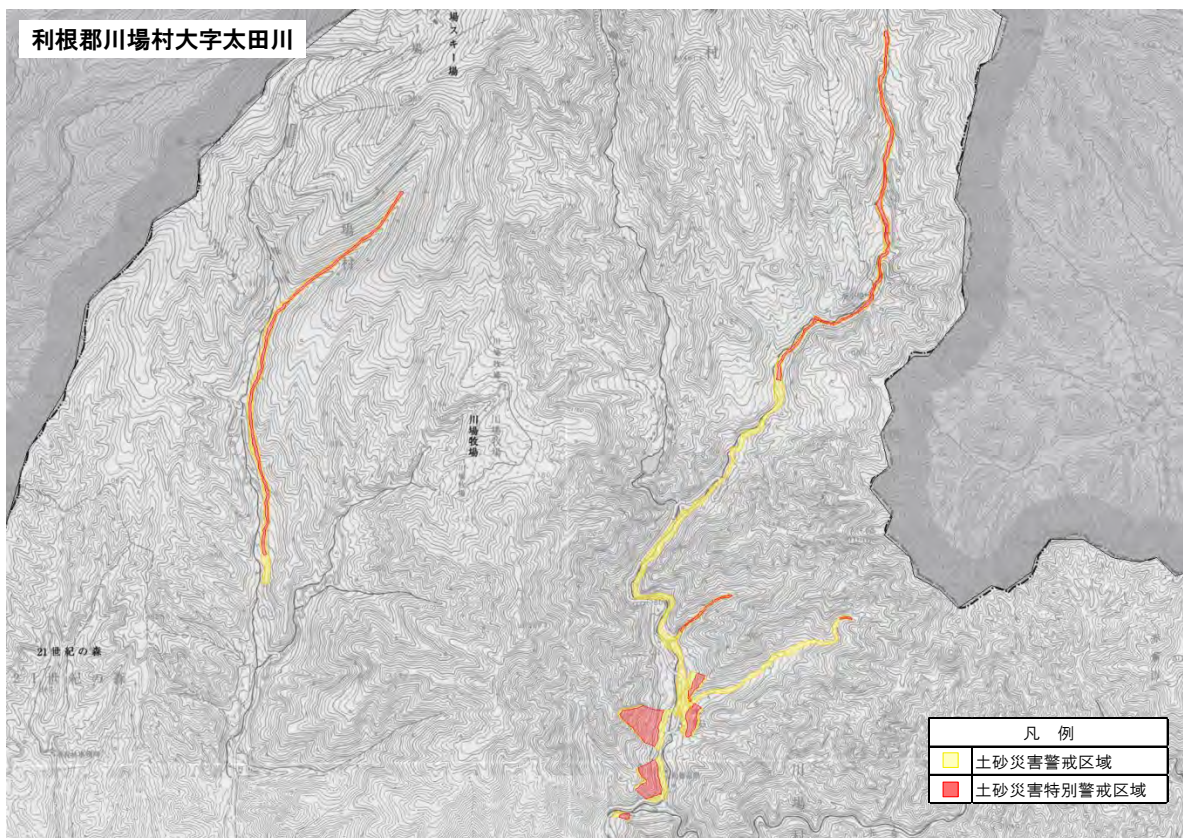
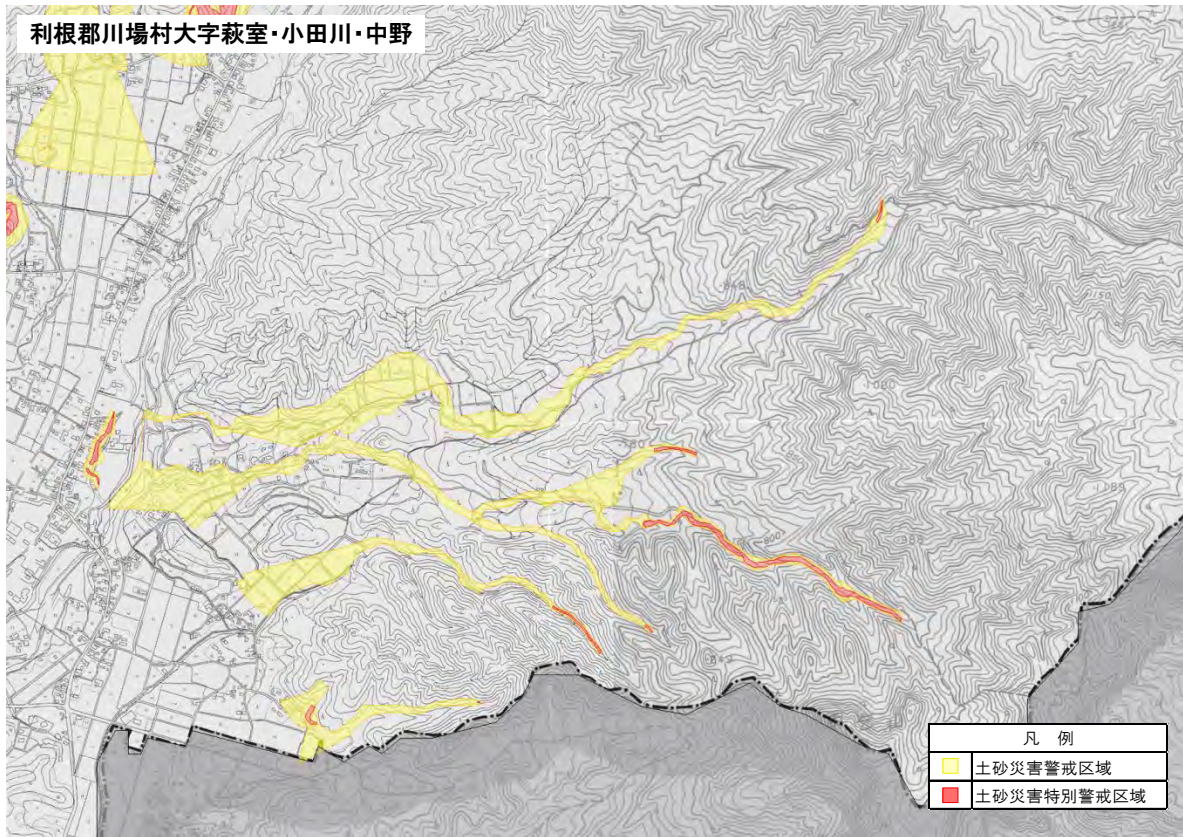
## 2-10 土砂災害警戒区域等の指定状況

令和2年4月1日現在

告示年月日	告示番号	指定 地区数	大 字	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
				急傾斜地 の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地 の崩壊	土石流	地すべり	計
平成24年 1月24日	第21号	9	生品ほか7区域	27	24		51	27	20		47

## 2-11 土砂災害警戒区域等位置図





## 2-12 土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表

土木	整理 番号	区域名	大字	指定 年月日	告示 番号	種類	警戒 区域数	特別警戒 区域数
沼田	K1258-1	木賊 - 1 - 1	川場湯原	H24. 1. 24	21	急傾斜	1	1
〃	K1258-2	木賊 - 1 - 2	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1259-1	唐沢 - 1	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1259-2	唐沢 - 2	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1259-3	唐沢 - 3	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1260	湯 1	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1261-1	寺尾 - 1	門前	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1261-2	寺尾 - 2	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1262-1	富士平 - 1	谷地	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1262-2	富士平 - 2	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1262-3	富士平 - 3	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1262-4	富士平 - 4	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1263	川場中学校	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K1264	木賊 1	川場湯原	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K3691-1	西門前 1 - 1	門前	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K3691-2	西門前 1 - 2	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K3692	滝ノ沢 7	天神	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K3693	滝沢 2	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K3694	生品 1	生品	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K3695	谷 1	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K3696	吉芦 1	谷地	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K3697	吉芦 2	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K3698	吉芦 3	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K3700	萩室 1	萩室	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K7241	木賊 - 2	川場湯原	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K7242	湯 2	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	K7243	木賊 2	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	444-I-001	鳥取沢	生品	H24. 1. 24	21	土石流	1	
〃	444-I-002	御堂沢	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	
〃	444-I-003	大谷地沢	天神	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	444-I-004	門前大倉沢	門前	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	444-I-005-1	庄ヶ久保沢-1	谷地	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	444-I-005-2	庄ヶ久保沢-2	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	444-I-007	谷地沢	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1
〃	444-I-008	桜川	〃	H24. 1. 24	21	〃	1	1

土木	整理 番号	区域名	大字	指定 年月日	告示 番号	種類	警戒 区域数	特別警戒 区域数
沼田	444-I-009	大門沢	谷地	H24.1.24	21	土石流	1	
〃	444-I-010	大場沢川	川場湯原	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-011	菅ノ沢	〃	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-012	菅ノ沢右	〃	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-013	唐沢	〃	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-015	薄根川	〃	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-016	船久保沢	〃	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-017	峠沢	〃	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-018	田代川	中野	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-019	岩倉沢	〃	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-020	平石川	小田川	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-021	くくり林沢	中野	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-022	田沢川	萩室	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-I-023	内手沢	〃	H24.1.24	21	〃	1	
〃	444-I-024	芦ノ沢	〃	H24.1.24	21	〃	1	1
〃	444-II-001	川場湯原沢	川場湯原	H24.1.24	21	〃	1	1



### 3-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表

#### 3-1-1 水道担当連絡先

令和2年4月1日現在

事業者名	担当部局	所在地	連絡先(内線)
川場村	田園整備課	利根郡川場村大字谷地 2390-2	0278-52-2111

#### 3-1-2 し尿処理施設担当連絡先

令和2年4月1日現在

事業主体名	施設名	施設所在地	電話番号	FAX	規模 (k1/日)
沼田市外二箇村 清掃施設組合	沼田市外二箇村 衛生センター	沼田市恩田町 309-1	0278-22-2294	0278-22-9236	78

#### 3-1-3 下水道処理担当連絡先

令和2年4月1日現在

市町村名	担当課名	電話番号
川場村	田園整備課	0278-52-2111

#### 3-1-4 LPガス団体連絡先

団体名	所在地	電話番号
(一社)群馬県LPガス協会	前橋市大渡町 1-10-7	027-255-6121

## 4-1 気象台の観測所

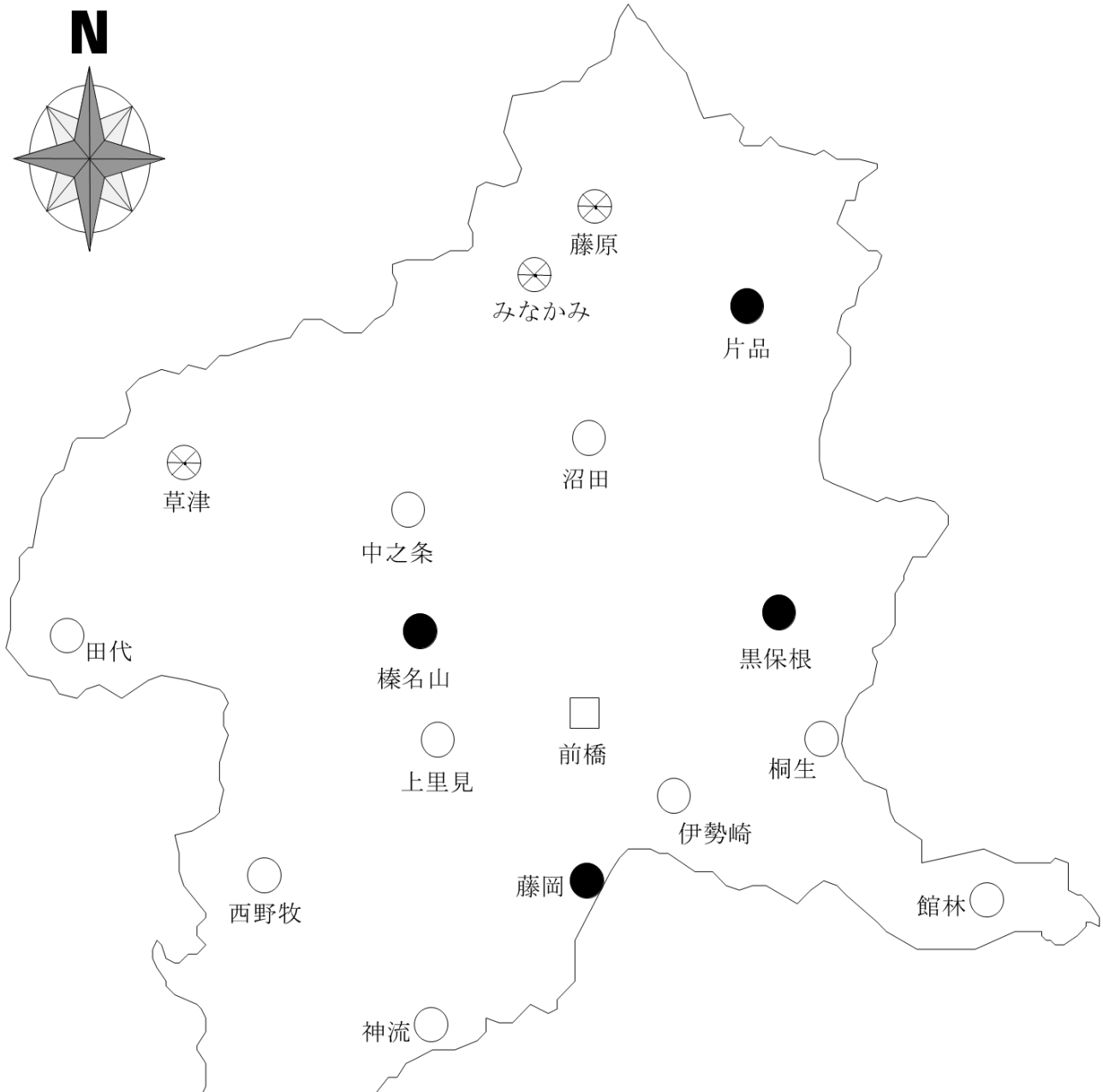
## 1 気象官署

名称	水系	所在地	観測開始	備考
前橋地方気象台	利根川	前橋市昭和町 前橋市元総社町 前橋市大手町	M29.12.1	気候観測、 地域気象、積雪

## 2 地域気象観測所

観測所名	水系	所在地	観測開始	観測種別
藤原	利根川	利根郡みなかみ町藤原	S52.11.11	地域気象、積雪
みなかみ	利根川	利根郡みなかみ町幸知	S52.12.23	〃
草津	吾妻川	吾妻郡草津町大字草津	S49.11.19	〃
沼田	利根川	沼田市井土上町	S49.11.19	地域気象
中之条	吾妻川	吾妻郡中之条町大字伊勢町	S52.12.21	〃
田代	吾妻川	吾妻郡嬭恋村大字田代	S49.11.19	〃
桐生	渡良瀬川	桐生市元宿町	S49.11.19	〃
上里見	烏川	高崎市上里見町	S49.11.19	〃
伊勢崎	粕川	伊勢崎市宮子町	H10.7.27	〃
西野牧	鑄川	甘楽郡下仁田町大字西野牧	S49.11.19	〃
館林	渡良瀬川	館林市富士原町	S49.11.19	〃
神流	神流川	多野郡神流町大字黒田	S52.11.17	〃
片品	片品川	利根郡片品村大字鎌田	S52.7.19	地域雨量
榛名山	沼尾川	高崎市榛名湖町沼ノ原	S49.11.1	〃
黒保根	渡良瀬川	桐生市黒保根町水沼	S53.6.16	〃
藤岡	神流川	藤岡市藤岡	S49.11.1	〃

※ 地域気象観測：有線ロボット気象計による降水量・気温・風・日照の自動観測  
 積雪観測：有線ロボット積雪深計による積雪の深さの自動観測  
 地域雨量観測：有線ロボット雨量計による降水量の自動観測



記号	種 別	観測所数
□	気象官署 (前橋地方气象台)	1ヶ所
○	地域気象観測所 (気温・風向風速・降水量・日照時間)	9ヶ所
⊗	地域気象観測所 (気温・風向風速・降水量・日照時間・積雪)	3ヶ所
●	地域雨量観測所	4ヶ所

## 4-2 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合発表される。

※ 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

## 4-3 警報・注意報発表基準

### 4-3-1 警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在

種類		発表基準	説明
特別警報	大雨特別警報	数十年に一度の降雨量となる大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表される。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴風特別警報	数十年に一度の暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の雪を伴う暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
警報	大雨警報	【浸水害】 表面雨量指数基準 「15以上」	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
		【土砂災害】 土壌雨量指数基準 「106以上」	
	洪水警報	流域雨量指数基準 「桜川流域=6.6」 「溝又川流域=4.9」 「薄根川流域=9.4」 複合基準：「－」	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
		指定河川洪水予報による基準：「－」	
	大雪警報	12時間降雪の深さ 山地「50(cm)以上」 平地「25(cm)以上」	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	平均風速 「18(m/s)以上」	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	平均風速 「18(m/s)以上 雪を伴う」	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけられる。ただし「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪警報が発表される。	

種類		発表基準	説明
注 意 報	大 雨 注 意 報	【浸水害】 表面雨量指数基準 「5以上」	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
		【土砂災害】 土壌雨量指数基準 「76以上」	
	洪 水 注 意 報	流域雨量指数基準 「桜川流域=5.2」 「溝又川流域=3.9」 「薄根川流域=7.5」	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
		複合基準：「－」	
		指定河川洪水予報 による基準：「－」	
	大 雪 注 意 報	【山地】 24時間降雪の深さ 「40(cm)」	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		【平地】 24時間降雪の深さ 「10(cm)」	
	強 風 注 意 報	平均風速 「13(m/s)以上」	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風 雪 注 意 報	平均風速 「13(m/s)以上雪を伴う」	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけられる。ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
	雷 注 意 報	「落雷等により被害が 予想される場合」	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃 霧 注 意 報	視程 「100(m)以下」	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。	
乾 燥 注 意 報	「最小湿度 25%以下で、 実効湿度 50%以下」	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。	

種類		発表基準	説明
	なだれ注意報	「①積雪があつて、24時間降雪の深さが30cm以上」 「②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上」	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	「著しい着氷が予想される場合」	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	「著しい着雪が予想される場合」	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表します。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する(気温0℃付近で発生しやすい)おそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	—	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	「早霜・晩霜期に最低気温3℃以下」	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	[夏期] 「低温のため農作物に著しい被害が予想される場合」 [冬期] 「最低気温-6℃以下」	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害(冷夏の場合も含む)や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれのあるときに発表される。
	記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	「100mm以上」	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表される。

## 4-3-2 警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合については、その欄を“－”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、村域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には村域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、気象庁：「大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値」([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_shisu.html))を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、警報・注意報発表基準一覧表の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁：「洪水警報・注意報の基準値」([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_kouzui.html))を参照のこと。



## 4-4 気象庁震度階級関連解説表

### 1 使用に当たっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## 2 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさ	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

### 3 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

### 4 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## 5 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、緩い砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## 6 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合せ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(輻輳)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 7 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

(出典：気象庁 「気象庁震度階級関連解説表」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/jma-shindo-kaisetsu.pdf>)

## 4-5 噴火警報・予報の名称、火山活動の状況等一覧表

### 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれよ り火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生、あるいは切迫している状態と予想 される。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生する可能性が高まってきていると 予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す(この範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生す ると予想される。
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入 った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が 発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山 灰の噴出等が見られる(この範囲に入っ た場合には生命に危険が及ぶ)。

### 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれよ り火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す(この範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生す ると予想される。
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入 った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が 発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であるこ とに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山 灰の噴出等が見られる(この範囲に入っ た場合には生命に危険が及ぶ)。

## 4-6 日光白根山の噴火警戒レベル

平成28年12月6日運用開始

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、火砕流及び融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	・噴火活動が高まり、火砕流または融雪型火山泥流が居住地域までに到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】有史以降の事例なし。
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・山頂から概ね3.5kmまで大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 【過去事例】有史以降の事例なし。
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・山頂から概ね2kmまで大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1649年噴火：山頂噴火、頂上の神社全壊、戦場ヶ原での数十cmの降灰 1952年：噴煙活動活発、山麓で鳴動
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性あり。 【過去事例】 有史以降の事例なし。
			火山活動は静穏。	住民は通常の生活。規制区間なし	・火山活動は静穏。	

※ ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※ 火口とは、想定火口(山頂から半径500m)域を指します。

## 4-7 降灰量階級

### 4-7-1 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1mm以上 1 mm未満
少量	0.1mm未満

### 4-7-2 降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1 mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲等の農作物が収穫できなくなったり*、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等などに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可**

※ 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定



## 5-1 避難所に関する類似用語の説明等

### 5-1-1 避難所に関する類似用語の説明

用語	説明
指定緊急避難場所	災害が差し迫った状況や発災時に、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる施設や場所
指定避難所	円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間滞在する施設

### 5-1-2 異常な現象ごとの指定緊急避難場所指定基準

異常現象	指定基準
洪水災害	浸水想定区域に立地していない施設や場所。若しくは、想定水位以上の高さに避難者を受け入れる部分があり、かつ避難上有効な経路がある施設。 (2階以上の階に避難できる施設等)
土砂災害	土砂災害警戒区域等の危険箇所内に立地していない施設や場所。若しくは、鉄筋コンクリート造などの強固な構造の施設。
地震	地震に対して安全な構造(新耐震基準)を有している施設。若しくは、その周辺に地震発生時に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物等がない場所。
大規模火事	大規模火事による輻射熱等の影響が及ばない施設や場所。
内水氾濫	洪水災害と同じ。

## 5-2 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

施設種別	避難区域	避難場所	責任者又は管理者	収容可能人員(人)	電話番号(0278)	被災時代替施設等	災害の種類別避難場所
指定避難所	門前地区	門前集会場	区長	50	—		—
	谷地地区	谷地多目的集会施設	〃	80	52-2558		—
		川場小学校	校長	440	52-2021	校舎1階部分を除く	—
		川場中学校	〃	380	52-2331		—
	川場湯原地区	川場湯原集会場	区長	90	—		—
	中野地区	中野集会場	〃	50	52-2168	川場小学校	—
	萩室地区	萩室集会場	〃	60	52-2544		—
	立岩地区	立岩集会場	〃	70	52-2947		—
	生品地区	生品多目的集会施設	〃	80	52-2440		—
天神地区	天神集会場	〃	50	—		—	
指定緊急避難場所	全域	川場村文化会館	館長	90	52-3458		災害全般
		川場村体育館	指定管理者	650	—		〃
		道の駅川場田園プラザ	〃	900	52-3412		〃
		ホテル田園プラザ	〃	124	52-2241		〃
		農林漁業体験実習館	〃	(34)	52-2241		〃
		やすらぎの家	〃	(40)	52-2241		〃
		担い手研修施設	〃	(50)	52-2241		〃
福祉避難所	川場村保健センター	村長	20	52-3280		—	
	川場村デイサービスセンター	指定管理者	15	50-1122		—	



## 5-4 避難所収容カルテ

避難所名	
No.	
受付日	

		名 前	性 別	年 齢	摘 要	
収容者 情報	世帯代表者名		男・女		(要配慮者か? 特別な配慮が必要か?)	
	住所					
	電話					
	家族等入居者			男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
被災状況	家屋の被害状況	全壊・半壊・一部損壊		断水・停電・ガス停止・電話不通		
その他	持込自家用車	(車種・色)		(ナンバー)		
安否確認のための情報開示をのぞむか?		はい ・ いいえ				
親族等連絡先						

[受付側記入]

退出年月日	
退 出 先(場所)	
連 絡 先(電話等)	
メ モ	

## 6-1 火災・災害等即報要領

### 6-1-1 第1号様式

#### 第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市町村 (消防本部名)					
報告者名					

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		( 月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由		
	負傷者 重症		人				
	中等症		人				
	軽症		人				
建物の概要	構造		建築面積		㎡		
	階層		延べ面積		㎡		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積		㎡
		半焼棟			建物焼損表面積		㎡
部分焼	林野焼損面積	ha					
ぼや							
り災世帯数	世帯		気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台		人		
	消防団		台		人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人		
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 6-1-2 第2号様式

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 {	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	2 危険物等に係る事故	都道府県	
	3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)	
	4 その他特定の事故	報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	
			人( 人)	
			重症 人( 人)	
			中等症 人( 人)	
			軽症 人( 人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材
	事 業 所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消 防 本 部 ( 署 )		台
		消 防 団		台
		消 防 防 災 ヘリコプター		機
		海 上 保 安 庁		人
	自 衛 隊		人	
	そ の 他		人	
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 6-1-3 第3号様式

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 6-1-4 第4号様式(その1)

## 第4号様式(その1)

(災害概況即報)		報告日時		年 月 日 時 分							
		都道府県									
消防庁受信者氏名		市町村 (消防本部名)									
災害名		(第 報)		報告者名							
災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策								

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。









## 6-3 報告に用いる被害程度の認定基準等

### 1 人的被害

---

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

### 2 住家被害

---

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな被害は除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### 3 非住家被害

---

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

## 4 その他

---

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
- (6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (11) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (12) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (13) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (14) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (15) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (16) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (17) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

## 5 火災発生

---

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 6 被害金額

---

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

- (5) 「農産被害」とは農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害とする。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 7 備考

---

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 6-4 罹災証明書様式

(整理番号)

## 罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

川場村長

## 7-1 自衛隊の災害派遣要請等様式

### 7-1-1 派遣要請様式

令和 年 月 日

群馬県知事 様

川場村長 印

#### 自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

#### 記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項  
例) ・必要な車両、航空機、資機材  
・必要な人員  
・連絡場所及び連絡責任者



## 7-1-2 部隊撤収要請様式

令和 年 月 日

群馬県知事 様

川場村長 印

自衛隊に対する災害派遣部隊撤収要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

- 1 派遣要請を要請した災害
- 2 派遣要請を要請した期間
- 3 派遣要請を要求した区域及び活動内容
- 4 撤収要請を要求する理由
- 5 連絡責任者
- 6 その他参考となる事項

## 8-1 医療機関一覧表

施設名	所在地	電話番号	備考
川場診療所	利根郡川場村大字谷地2077-1	0278-52-2014	
群馬パース病院	利根郡川場村大字生品1861	0278-52-2141	
永井歯科	利根郡川場村大字谷地2074-1	0278-50-1184	
生津接骨院	利根郡川場村大字谷地2511	0278-52-3306	

## 8-2 医療助産用資材調達先一覧表

名称	所在地	電話番号	備考
山田調剤薬局	沼田市東原新町1855	0278-22-2760	

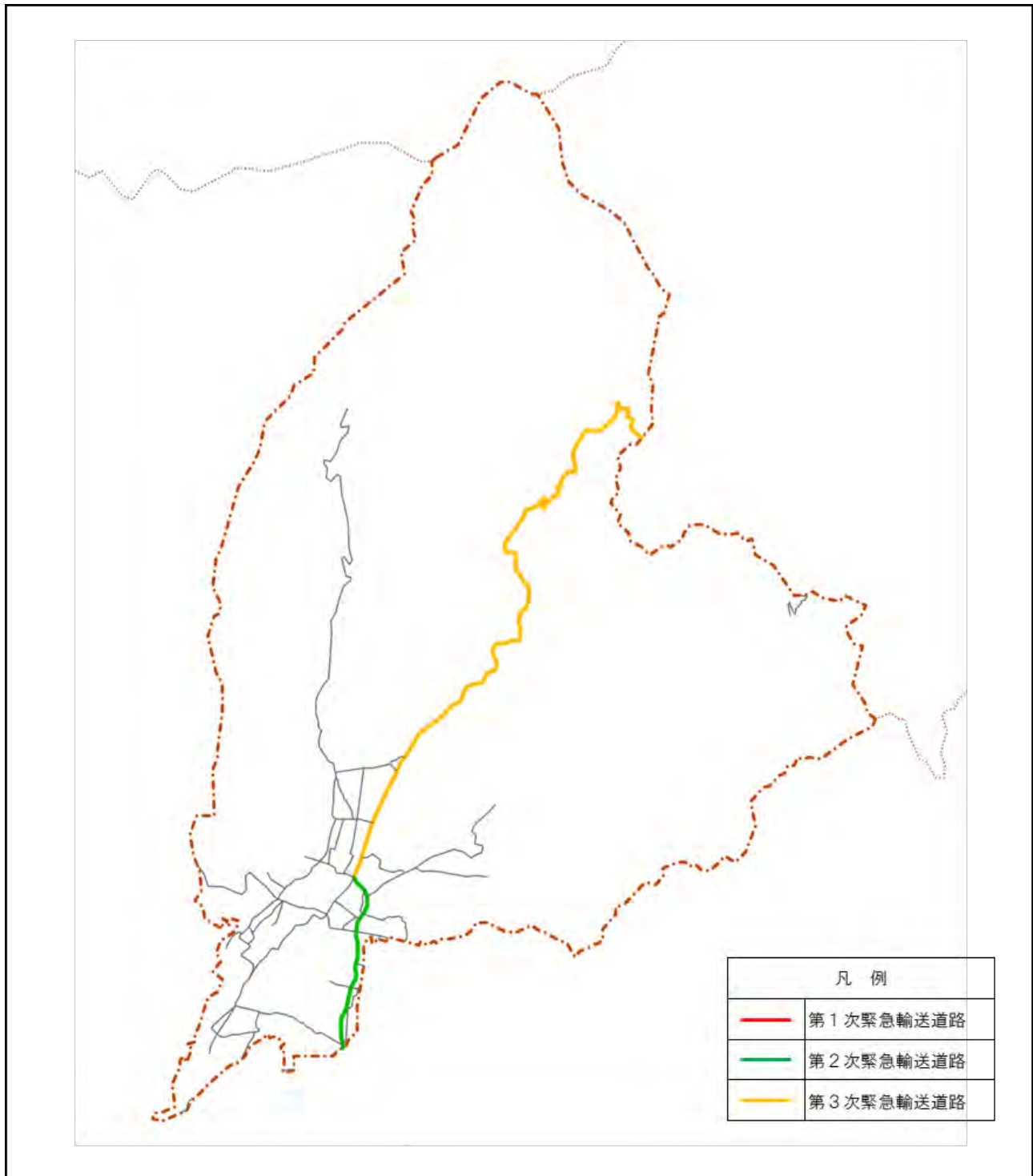
## 9-1 異常気象時の通行規制区間及び規制基準

平成31年4月1日現在

路線名	指定区間	延長 (km)	交通量	通行規制基準 (連続雨量(累計)) 【単位mm】		雨量 観測所 対象番号	備考
				予備規制 (通行注意)	通行規制 (通行止)		
				気象条件	気象条件		
(主) 平川横塚線	利根郡片品村大字花咲字白井路 (木橋) 利根郡川場村大字川場湯原字川 場谷(仙之橋)	5.2	2,039	80	120	40 武尊高原	落土石 路傍決壊

※ 連続雨量とは、降り始めからの降雨量の累計であるが、降雨の中断が2時間未満の場合は連続雨量として加算するものとする。

## 9-2 緊急輸送道路図



※ 村内に「第1次緊急輸送道路」に該当する道路は存在しない。

## 9-3 緊急通行車両関係様式

## 9-3-1 申出書

年 月 日		
緊急通行車両使用申出書		
様		
申出者(住所又は所在地)		
(氏名又は団体名)		
(電話番号)		
車両の登録番号		
車両の用途(緊急輸送にあっては輸送人員又は品名)		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

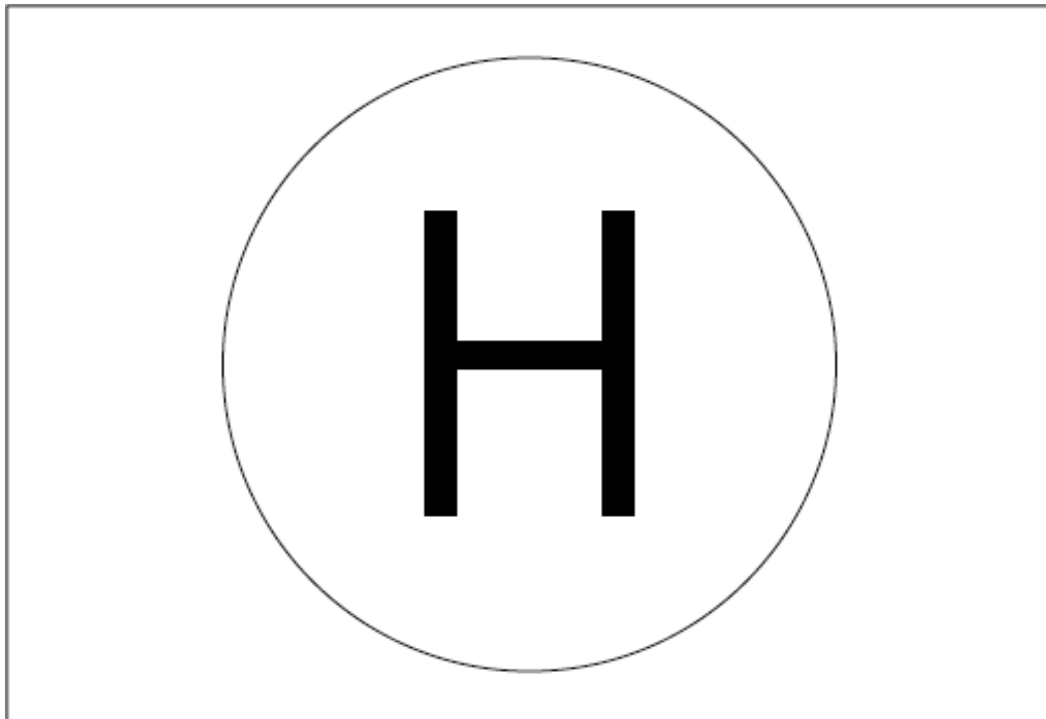
## 9-3-2 緊急通行車両確認証明書

第 号 年 月 日		
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公安委員会 印		
車両の登録番号		
車両の用途(緊急輸送にあっては輸送人員又は品名)		
使用者	住所又は所在地	
	氏名又は団体名	
	電話番号	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		



## 10-1 ヘリポート予定地一覧表

施設名	所在地	管理者	電話番号	場所(運動場)	備考
川場小学校	利根郡川場村大字谷地2402	校長	0278-52-2012	8,155㎡	ドクターヘリ等
川場中学校	利根郡川場村大字谷地2494	校長	0278-52-2331	10,344㎡	ドクターヘリ等
太郎運動広場	利根郡川場村大字川場湯原944	教育長	0278-52-3458	9,000㎡	自衛隊等
道の駅川場田園プラザ 第4駐車場	利根郡川場村大字萩室361-2	村長	0278-52-2111	5,295㎡	緊急時等
川場村スポーツ広場	利根郡川場村大字谷地2381	村長	0278-52-2111	12,175㎡	緊急時等
谷地農村公園	利根郡川場村大字谷地1814	村長	0278-52-2111	2,135㎡	緊急時等



※ ヘリポートの表示は、石灰で直径10m位の円を画き、なお発煙、旗等により明示すること。

## 11-1 利用清掃施設一覧表

令和2年4月1日現在

施設種類	設置市町村等及び施設名称	管理者	利用市町村 (括弧書きの市町村は委託)			施設所在地	規模 [k1/日]
			沼田市 (片品村)	川場村	昭和村		
し尿	沼田市外二箇村清掃施設組合	沼田市長	沼田市	川場村	昭和村	沼田市恩田町 309-1	78
	沼田市外二箇村衛生センター		(片品村)				
ごみ	沼田市外二箇村清掃施設組合	沼田市長	沼田市	川場村	昭和村	沼田市白岩町 226	120
	沼田市外二箇村清掃工場						



## 12-1 応急仮設住宅建設候補地一覧表

名 称	場 所	戸 数	備 考
てんぐ山公園	利根郡川場村大字中野575	48戸	
川場村スポーツ広場	利根郡川場村大字天神1118-4	35戸	ヘリポート兼
太郎運動広場	利根郡川場村大字川場湯原944	50戸	ヘリポート兼

## 12-2 住宅資材等の調達先及び建設業者

業者名	所在地	電話番号	備考
(株)関工務所	利根郡川場村大字谷地1950	0278-52-2239	
(有)片桐工務店	利根郡川場村大字中野47	0278-52-2474	

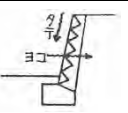
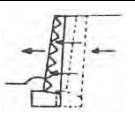
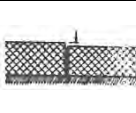
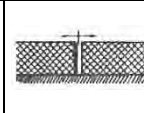
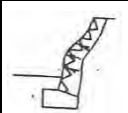

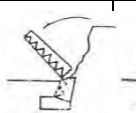
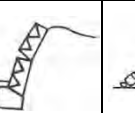

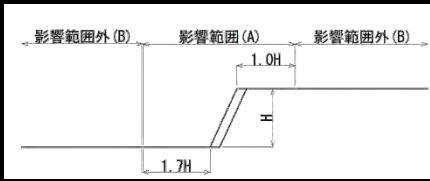

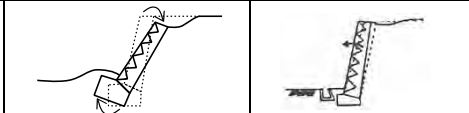

## 12-3 被災宅地危険度判定に必要となる資器材一覧表

区 分	判定資機材		備蓄分担			備 考	
			村	県	判定士		
A 最低限 必要な もの	認定登録証				○		
	危険度判定ファイル				○		
	腕章			○			
	判定調査票	様式-1			○		
		様式-2			○		
		様式-3			○		
	判定ステッカー	調査済			○		
		要注意			○		
		危険			○		
	ヘルメット用シール			○			
	ヘルメット		○				
	住宅地図・事前調査資料		○				
	筆記用具(赤黒マーカー共)		○				
	バインダー(下敷き)		○				
	スラントルール(勾配儀)		○				
	ガムテープ(布製)		○				
	針金ピン		○				
	雨具				○		
	防寒具				○		
	水筒				○		
	マスク				○		
	カメラ、フィルム		○				
	黒板、ホワイトボード		○				
	チョーク		○				
	ラーフル		○				
	コンベックス(巻尺)		○				
	懐中電灯		○				
軍手		○					
ナップサック		○					
B あった ほうが よいもの	携帯電話		○		○		
	クラックスケール		○				
	ポール		○				
	リボンテープ		○				
C できれば あると便 利なもの	テストハンマー		○				
	クリノメーター		○				
	コンパス(方位磁石)		○				
	ホイッスル		○				
	双眼鏡		○				
	トランシーバー(簡易無線)		○				

# 12-4 被災宅地危険度判定調査票

## 12-4-1 様式-1


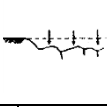
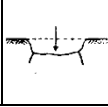

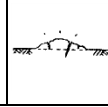

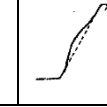
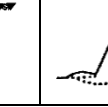
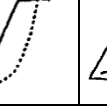
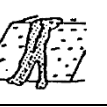



擁壁被害状況調査・危険度判定票

調 査 票		調査日時	年 月 日 時	調査番号				
		地震名又は降雨災害名						
被害発生場所	群馬県		利根郡	川場村				
	地区 団地	丁目	番	号				
所有者・管理者氏名		記入者氏名	TEL :					
所有者・管理者の連絡先	TEL :	居住者への説明	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了 <input type="checkbox"/> 居住者不在 <input type="checkbox"/> 老人独居住宅					
<被災状況図>				応急措置 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了				
1.クラック	2.水平移動	3-1.不同沈下	3-2.目地の開き	4.ハラミ	5-1.傾斜	5-2.倒壊	6.擁壁の折損	7.崩壊
								
8. 張出し床版付擁壁の支柱の損傷		9. 基礎及び基礎地盤の被害		10. 排水施設の変状				建物・道路との位置関係 (基礎点) 
								
[平面図]				[断面図]				
被災写真の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→写真番号 [							
特記事項								

擁壁の基礎的条件	擁壁の種類	L(逆T)型 もたれ式 その他		増積み擁壁	増積部分[ ] 擁壁部分[ ] 全擁壁高 m 増設高 m								
		<input type="checkbox"/> 重力式	<input type="checkbox"/> プレキャスト		上部[ ] 下部[ ]	上部高 m ; 下部高 m							
練石積擁壁	間地石 その他[ ]	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック		二段擁壁	上部高 m ; 下部高 m								
		<input type="checkbox"/> くずれ石積			その他 [ ]								
空石積擁壁	間地石 その他[ ]	<input type="checkbox"/> くずれ石積		張出し床版付擁壁	その他 [ ]								
		擁壁の設置条件			切土・盛土境 <input type="checkbox"/> 軟弱地盤上 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 不明								
		擁壁の勾配		度									
基礎点	□影響範囲に建物 または道路がある(A)	①湧水	乾燥:0 潤湿:0.4 にじみ出し、流出 :0.8				基礎点計 ①+②+③						
		②排水施設	・水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透阻止 :0 ・水抜孔有、天端は表面水が浸透しやすい :0.4 ・水抜孔無、あっても数・寸法が不適当 :0.8										
	③高さ	H≤1m :0 1m<H≤3m:0.2 3m<H≤4m :0.4 4m<H≤5m :0.6 5m<H :0.8											
	④湧水	乾燥:0 潤湿:0.2 にじみ出し、流出 :0.4											
□影響範囲に建物 または道路がない(B)	②排水施設	・水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透阻止 :0 ・水抜孔有、天端は表面水が浸透しやすい :0.2 ・水抜孔無、あっても数・寸法が不適当 :0.4											
	③高さ	H≤1m :0 1m<H≤3m:0.1 3m<H≤4m :0.2 4m<H≤5m :0.3 5m<H :0.4											
区分	項目	程度		小		中		大					
変状形態と配点表	1 クラック	1	2	3	4	5	2.5	3.5	4	5	7	8	
	2 水平移動	2	2.5	3.5	4	6	6	3.5	4	4.5	5	7	7
	3 不同沈下・目地の開き	3	3.5	4	5	7	7	4.5	5	6	7	9	9
	4 ハラミ	4	4.5	5	6	8	8	6	7	8	9	9	9
	5 傾斜・倒壊	5	5.5	6	7	8	8	7	8	8	9	10	10
	6 擁壁の折損	6	6.5	7	8	9	9	7	8	9	9	10	10
	7 崩壊	7	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	8 張り出し床版付擁壁の支柱の損傷	8	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	9 基礎及び基礎地盤の被害	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	10 排水施設の変状	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	11 擁壁背面の水道管等破裂	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
変状の程度 大・中・小の概要説明	項目/程度	小		中		大							
	1 クラック(幅)	2mm未満のクラックはあるが、機能上の支障なし(コンクリート系擁壁の場合2mm未満)。		2mm~20mm未満(コンクリート系擁壁の場合2mm~5mm未満)。		20mm以上(コンクリート系擁壁の場合5mm以上)。							
	2 水平移動(伸縮目地前後のずれ)	5mm未満の隙間(変位)がある。		5mm~50mm未満の隙間(変位)がある。		50mm以上の隙間(変位)がある。							
	3 不同沈下・目地の開き(目地上下・左右の開き)	5mm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。		5mm~50mm未満の目地の上下のずれ又は目地の開きがある。		50mm以上の目地の上下のずれ又は目地の開きがあり、滑動、転倒のおそれがある。							
	4 ハラミ(デブリ・ガラ・中抜け)	小規模のハラミ及び中抜け(積石が1~2個抜け落ちる)。		宅地地盤にデブリ・ガラ無し。円弧すべりのおそれ無し。		宅地地盤にデブリ・ガラ有り。円弧すべりのおそれ有り。							
	5 傾斜・倒壊	擁壁が前面地盤に対し垂直以下。(コンクリート系擁壁の場合:天端50mm未満の傾斜)。		擁壁が前面地盤に対し垂直以上。(コンクリート系擁壁の場合:天端50mm以上の傾斜)。		擁壁が前傾・倒壊してその機能を失っているもの。							
	6 擁壁の折損(横・ななめひびわれから起きるもの。はらんでいるが曲線的でなく、クラックを境に鈍角に折れている)	クラックを境にわずかに角度をなしている。(コンクリート系擁壁の場合クラックを境にわずかに前傾している。)		クラックを境に明らかに角度をなしており、抜け石があり、裏込めコンクリートが見える。(コンクリート系擁壁の場合クラックを境に前方に傾斜している。)		一見して大であると判るもの。(コンクリート系擁壁の場合クラックを境に前傾している。又は、1mmでも剪断破壊があり後傾している。)							
	7 崩壊	中間辺りから上が滑っている。		基礎部を残して滑っている。		機能を果たしていない。							
	8 張り出し床版付擁壁の支柱の損傷	支柱にひびが入っている。		支柱のコンクリートがはがれて鉄筋が見えている。		支柱の剪断破壊。							
	9 基礎及び基礎地盤の被害	大規模な沈下やクラックが生じている。		左に加え擁壁のクラック又は目地からの湧水がある。		水抜孔の詰まり、破損があり、排水機能が失われている。							
	11 擁壁背面の水道管等破裂	破裂して水が流出している。											
被害の判定値 (基礎点に上記の最大値を加えた点数とする)			☆被害程度の点数と危険度判定☆ 小被害: 4.5点未満 当面は災害上問題なし 中被害: 4.5点以上~8.5点未満 制限付き立入、通行していれば避難 大被害: 8.5点以上 危険、要避難。立入禁止										
危険度判定	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小												
所見(記入者の意見)	緊急度 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 (人命・財産・交通の3点を判定基準とする。)												
	拡大の見込み <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 判断不可小(備考: )												

## 12-4-2 様式—2

宅地地盤／のり面・自然斜面被害状況調査・危険度判定表

調 査 票	調査日時	年	月	日	時	調査番号			
	地震名又は降雨災害名								
被害発生場所	群馬県 利根郡 川場村								
	地区 団地		丁目		番 号				
所有者・管理者氏名			記入者氏名	TEL :					
所有者・管理者の連絡先	TEL :	居住者への説明		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未了	<input type="checkbox"/> 居住者不在 <input type="checkbox"/> 老人独居住宅			
<被災状況図>						応急措置 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了			
宅 地 地 盤				の り 面 ・ 自 然 斜 面					
1.クラック	2.陥没	3.沈下	4.段差	5.隆起	1.クラック	2-1.ハミ	2-2.盤ぶくれ	3.ガリ浸食	4-1.滑落
									
4-2.崩壊	5.のり面保護工変状		6.排水施設の変状						
	 枠内土砂流出 (枠浮上り)								
[平面図]				[断面図]					
被災写真の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→写真番号 [ ]								
特記事項									

のり面・自然斜面の基礎的条件								
地盤	岩	<input type="checkbox"/> 軟岩 <input type="checkbox"/> 硬岩 <input type="checkbox"/> 不明		オーバーハング	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
	土 砂	<input type="checkbox"/> 砂質土 <input type="checkbox"/> 礫質土 <input type="checkbox"/> 粘性土 <input type="checkbox"/> 不明		排水施設	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(のり肩、小段排水)			
のり面高 (複合のり面は擁壁高含)	最大高		m(平均高)	のり面保護工	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 植生土 <input type="checkbox"/> 構造物			
			(うち擁壁高)	擁壁配置	<input type="checkbox"/> のり面の上部 <input type="checkbox"/> のり面の中部			
のり面勾配	度			<input type="checkbox"/> のり面の下部 <input type="checkbox"/> 全面				
のり長さ	m			家屋の有無	上部 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 : 下部 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
変 状 形 態 と 配 点 表								
宅 地 地 盤	変形状態のチェック(複数可)		小	中	大			
	1	クラック(幅)	3cm未満	1	3~15cm未満又は複数	3	15cm以上又は全面	5
	2	陥没(深さ)	20cm未満	2	20~50cm未満	4	50cm以上	6
	3	沈下(沈下量)	10cm未満	2	10~25cm未満	4	25cm以上	7
	4	段差(段差量)	20cm未満	3	20~50cm未満	5	50cm以上	8
	5	隆起(隆起量)	20cm未満	7	20~50cm未満	8	50cm以上	9
	6	湧水、噴砂	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→+1点(上の点数に1点加える)					
の り 面 ・ 自 然 斜 面	変形状態のチェック(複数可)		小	中	大			
	1	クラック(幅)	3cm未満又は単数	1	3~15cm未満又は複数	2	15cm以上又は全面	3
	2	ハラミ(隆起量)	10cm未満	3	10~30cm未満	4	30cm以上	5
	3	ガリー浸食	クラックなどが誘因となって雨滴による浸食が現れはじめた段階。	6	のり面の表土が雨裂に陥没するなど放置している被害が広がるおそれのあるもの。	7	洞穴状や滝壺状にガリーが進展して家屋の基礎やのり面等の下側に被害を御予防するような状態。	8
	4	滑落・崩壊	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊。	7	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態。放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊。	8	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊。	9
	5	のり面保護工の変状(植生工は除く)	例えば、のり枠の間詰め陥没。又はコンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度。	7	例えば、のり枠の部分的な破損。又はコンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる。	8	例えば、のり枠の浮上り破壊。又はコンクリート吹付工のラス金網が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる。	9
	6	排水施設の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる。	3	左に加え、のり面のクラック、又は目地からの湧水がある。	5	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている。	7
	7	のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出している。				8	
	8	湧水、落石・転石	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→+1点(上の点数に1点加える)					
	被害の判定値 (上記の最大値を被害程度の点数とする)		□ 点			☆被害程度の点数と危険度判定☆ 小被害：1~3点(当面は防災上問題なし) 中被害：4~7点(制限付き立入。進行していれば避難) 大被害：8~10点(危険、要避難、立入禁止)		
危険度判定		<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小						
所見 (記入者の意見)	緊急度	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 (人命・財産・交通の3点を判断基準とする。)						
	拡大の見込	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 判断不可 (備考：)						

### 12-4-3 様式—3

擁壁・のり面の崩壊に伴う影響範囲図

地震名又は降雨災害名				調査番号										
擁壁・のり面の危険度評価区分 小被害 中被害 大被害			影 響 範 囲 の 設 定	被災箇所 $D_1$ (m)										
				被災範囲 $D_2$ (m) = $D_1 + H$										
擁壁・のり面条件	擁壁のり面 高さ H(m)			水 平 距 離	下 端	$L_1$ (m) <table border="1" style="font-size: small; border-collapse: collapse;"> <tr><td><math>\alpha &lt; 45^\circ</math></td><td>: 0.6H</td></tr> <tr><td><math>45^\circ \leq \alpha &lt; 60^\circ</math></td><td>: 0.9H</td></tr> <tr><td><math>60^\circ \leq</math></td><td>: 1.3H</td></tr> </table>	$\alpha < 45^\circ$	: 0.6H	$45^\circ \leq \alpha < 60^\circ$	: 0.9H	$60^\circ \leq$	: 1.3H		
	$\alpha < 45^\circ$	: 0.6H												
	$45^\circ \leq \alpha < 60^\circ$	: 0.9H												
$60^\circ \leq$	: 1.3H													
擁壁のり面 勾配 $\alpha$ (°)		$L_2$ (m) <table border="1" style="font-size: small; border-collapse: collapse;"> <tr><td><math>\alpha &lt; 45^\circ</math></td><td>: H</td></tr> <tr><td><math>45^\circ \leq \alpha &lt; 60^\circ</math></td><td>: 1.5H</td></tr> <tr><td><math>60^\circ \leq</math></td><td>: 2.0H</td></tr> </table>	$\alpha < 45^\circ$	: H	$45^\circ \leq \alpha < 60^\circ$	: 1.5H	$60^\circ \leq$	: 2.0H						
$\alpha < 45^\circ$	: H													
$45^\circ \leq \alpha < 60^\circ$	: 1.5H													
$60^\circ \leq$	: 2.0H													
地表面勾配 $\beta$ (°)		$L'$ (m) <table border="1" style="font-size: small; border-collapse: collapse;"> <tr><td><math>\alpha &lt; 45^\circ</math></td><td>: 0.4H</td></tr> <tr><td><math>45^\circ \leq \alpha &lt; 60^\circ</math></td><td>: 0.6H</td></tr> <tr><td><math>60^\circ \leq</math></td><td>: H</td></tr> </table>	$\alpha < 45^\circ$	: 0.4H	$45^\circ \leq \alpha < 60^\circ$	: 0.6H	$60^\circ \leq$	: H						
$\alpha < 45^\circ$	: 0.4H													
$45^\circ \leq \alpha < 60^\circ$	: 0.6H													
$60^\circ \leq$	: H													
被災した擁壁・のり面と宅地・建物等の位置関係図														
特記事項														



### 12-5 被災宅地危険度判定ステッカー

被災宅地危険度判定結果				
<b>危険宅地</b> UNSAFE				
◆この宅地に立ち入ることには危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談して下さい				
注記： ..... ..... .....				
整理番号				
判定日時	月	日	午前・午後	時現在
<input type="text"/>				
災害対策本部 電話（ ）				

被災宅地危険度判定結果				
<b>要注意宅地</b> LIMITED ENTRY				
◆この宅地に入る場合は十分注意して下さい ◆必要時に補修する場合は専門家に相談下さい				
注記： ..... ..... .....				
整理番号				
判定日時	月	日	午前・午後	時現在
<input type="text"/>				
災害対策本部 電話（ ）				

被災宅地危険度判定結果				
<b>調査済宅地</b> INSPECTED				
◆この宅地の被災程度は小さいと考えられます				
注記： ..... ..... .....				
整理番号				
判定日時	月	日	午前・午後	時現在
<input type="text"/>				
災害対策本部 電話（ ）				

## 13-1 村内文化財一覧表

平成30年7月3日現在

	区分	名称	所在の場所	所有者(管理者)
国	登録文化財	川場村歴史民俗資料館 (旧川場尋常高等小学校校舎)	利根郡川場村大字天神1122	川場村
県	重要文化財	木造仏種慧濟禪師坐像	利根郡川場村大字門前860-1	吉祥寺
県	重要文化財	木造広田明鑑禪師坐像	利根郡川場村大字門前860-1	吉祥寺
県	重要文化財	木造釈迦如来坐像	利根郡川場村大字門前860	吉祥寺
県	重要無形民俗文化財	門前春駒	利根郡川場村大字門前	門前春駒保存会
県	天然記念物	吉祥寺のヒメコマツ	利根郡川場村大字門前丙874	吉祥寺

## 14-1 災害救助基準

令和元年10月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇い上げ費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(1) 建設型応急住宅 設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千元以内	災害発生の日から二十日以内に着工	1 一戸当たりの規模は二十九・七平方メートルを基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最大2年以内 4 解体撤去及び土地の原状回復費用当該地域における実費							
		(2) 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供	供与期間 最大2年以内							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延べ給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊流出			夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
					冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600				
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具、破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品の喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務養育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む)及び中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む)及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,500円 中学校生徒 1人当たり4,800円 高等学校等生徒 1人当たり5,200円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
		一時保存 検案		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇い上げ費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 15-1 災害弔慰金等の支給制度

### 1 災害弔慰金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	村
対象となる災害	次のいずれか 1 村域内で住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害(県内全ての市町村の被害が対象) 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村(当該都道府県以外も含む)の被害が対象
支 給 対 象 者	災害により死亡した者の遺族
支 給 額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費用負担割合	村 1/4、県 1/4、国 2/4

### 2 災害障害見舞金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	村
対象となる災害	(災害弔慰金と同じ。)
支 給 対 象 者	災害により重度の障害を受けた者
支 給 額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円
費用負担割合	(災害弔慰金と同じ。)

### 3 災害援護資金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	村
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害(所得制限)
貸 付 対 象 者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸 付 額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸 付 条 件	貸付利率…年3%以内で村条例で定める率(据置期間3年) 償還期間…10年以内
貸付原資拠出割合	県 1/3、国 2/3

## 4 群馬県災害見舞金

支給機関	県(危機管理課) ただし村経由
対象となる災害	次のいずれか 1 災害により住家が全壊した世帯 2 災害により住家が半壊した世帯 3 同一原因による災害で、村域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 (1) 災害による死者又は行方不明者の遺族 (2) 災害による重傷者 4 同一原因による災害で、村域内において5世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 (1) 災害により住家が床上浸水した世帯 5 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの
支給金額	死者及び行方不明者・・・1人 30万円 重傷者・・・1人 5万円 全壊・・・1世帯 30万円 半壊・・・1世帯 5万円 床上浸水・・・1世帯 2万円 (注)知事が必要と認めた場合は増減が可能
支給除外	1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 3 群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

## 5 被災者生活再建支援金

## (1) 被災者生活再建支援法

根 拠 法 令	被災者生活再建支援法					
支 給 機 関	県(危機管理課) ただし、被災者生活再建支援法人に委託					
対象となる災害	1 災害救助法適用基準1又は2に該当した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村(ただし、人口10万人未満に限る) 5 1から3に適合する市町村に隣接する1つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村(ただし、人口10万人未満に限る)					
対象となる世帯	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)					
支 給 金 額	1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)					
※支給金額は、右の1と2の支援金の合計額となる	住宅の被害程度	全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)	大規模半壊 (④の世帯)	
	支 給 額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
		単数世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円
	2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)					
	住宅の再建方法	建設・購入		補修	賃貸(公営住宅以外)	
支 給 額	複数世帯	200万円		100万円	50万円	
	単数世帯	150万円		75万円	37.5万円	
	※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円					
費 用 負 担 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。</li> <li>・基金が支出する支援金の1/2に相当する額を国が補助。</li> </ul>					

## (2) 群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

根 拠 法 令	群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱
支 給 機 関	村
対象となる災害	1世帯以上の住宅全壊被害等(上記「(1)被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯①～④」)が発生した災害
対象となる世帯	・上記「①被災者生活再建支援法」と同じ。ただし、上記「(1)被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支 給 金 額	上記「(1)被災者生活再建支援法」と同じ
費 用 負 担 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村から支援金を支給。</li> <li>・村が支出する支援金の2/3に相当する額を県が補助。</li> </ul>



**6 生活福祉資金(福祉資金－災害援護費)**

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 2 障害者世帯 3 高齢者世帯(65歳以上の高齢者が属する世帯に限る)
貸付金額	150万円以内
貸付条件	利率…年1.5%(連帯保証人を立てる場合は無利子) 償還期間…据置期間(貸付日から6月以内)経過後7年以内

## 15-2 住宅再建・取得の支援制度

### 1 災害復興住宅融資

根拠法令	独立行政法人住宅金融支援機構法
貸付機関	独立行政法人住宅金融支援機構

#### (1) 建設資金

(令和2年4月現在)

対 象 者	住宅が「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者
資 金 使 途	災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地(借地権を含む。)の取得
建設する住宅の規模	住宅部分の床面積が原則13㎡以上175㎡以下
貸 付 金 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設資金 … 1,500万円以内</li> <li>・土地取得資金 … 970万円以内</li> <li>・整地資金 … 400万円以内</li> </ul> <p>(特例加算(建設資金): 460万円以内)</p>
貸 付 条 件	利率…年1.28%(特例加算年2.18%) 償還期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅 … 35年以内</li> <li>・木造(一般)の住宅 … 25年以内</li> </ul> (完済時年齢80歳制限あり)

#### (2) 購入資金

(令和2年4月現在)

対 象 者	(建設資金と同じ。)
資 金 使 途	新築家屋又は中古家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
購入する住宅の規模	住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合30㎡)以上175㎡以下
貸 付 金 額	〈新築購入〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・購 入 資 金 … 2,470万円以内 (うち土地取得資金970万円以内)</li> </ul> 〈中古購入〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 … 2,170万円以内</li> <li>・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 … 2,470万円以内 (うち土地取得資金970万円以内)</li> </ul> <p>(特例加算(購入資金): 460万円以内)</p>
貸 付 条 件	利率…年1.28%(特例加算年2.18%) 償還期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅 … 35年以内</li> <li>・木 造 ( 一 般 ) の 住 宅 … 25年以内</li> <li>・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 … 35年以内</li> <li>・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 … 25年以内</li> </ul> (完済時年齢80歳制限あり)

## (3) 補修資金

(令和2年4月現在)

対 象 者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」の交付を受けた者。
資 金 使 途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
補修する住宅の規模	制限なし
貸 付 金 額	補修資金 … 660万円以内      引方移転資金 … 400万円以内 整地資金 … 400万円以内
貸 付 条 件	利率…年1.28%(特例加算年2.18%) 償還期間…原則20年以内(完済時年齢80歳制限あり)

## 2 地すべり等関連住宅融資

(令和2年4月現在)

根 拠 法 令	住宅金融支援機構法
貸 付 機 関	住宅金融支援機構
貸 付 対 象	地すべり関連住宅 「地すべり等防止法」第24条第3項の関連事業計画に基づき移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づき除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で市町村長が発行した書類の写しを受けた方 土砂災害関連住宅 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第25条第1項の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で勧告の写しの発行を受けた方 密集市街地関連住宅 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第13条第1項の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で勧告の写しの発行を受けた方
資 金 使 途	移転、建設、購入
住 宅 の 規 模	建 設…住宅部分の床面積が原則として13㎡以上 新築、リ・ユース購入…住宅部分の床面積が50㎡(共同建ての場合40㎡)以上 新築敷地面積…一戸建てについては、100㎡以上 リ・ユース(プラス)敷地面積…マンション以外の場合は1建築物について100㎡以上
貸 付 金 額	〈移転建設資金〉 ・移 転 、 建 設 資 金 … 1,500万円以内 ・土 地 取 得 資 金 … 970万円以内 〈購入資金〉 ・新築 … 2,470万円以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 … 2,170万円以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 … 2,470万円以内 (うち土地取得資金970万円以内) (特例加算：460万円以内)
貸 付 条 件	利率…年1.67% 償還期間 ・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅 … 35年以内 ・木 造 ( 一 般 ) の 住 宅 … 25年以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 … 35年以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 … 25年以内 (完済時年齢80歳制限あり)

## 3 宅地防災工事資金融資

(令和2年4月現在)

根 拠 法 令	住宅金融支援機構法
貸 付 機 関	住宅金融支援機構
貸 付 対 象	宅地を土砂の流出などの災害から守るため、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法による、勧告及び改善命令を受けた場合
資 金 使 途	勧告又は改善命令を受けた場合にその工事を行うための資金
貸 付 金 額	1,060万円以内か工事費の90%のいずれか低い額
貸 付 条 件	利率…年1.38% 償還期間…15年以内(申込時に66歳以上だと完済時年齢80歳制限あり)

## 4 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

(令和2年4月現在)

根 拠 法 令	母子及び父子並びに寡婦福祉法
貸 付 機 関	県(保健福祉事務所)
対 象 者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
資 金 使 途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築
貸 付 金 額	200万円以内
貸 付 条 件	利率…年1.0%(保証人有・無利子) 償還期間…7年以内

## 5 ぐんまの木で家づくり支援事業補助金

(令和2年4月現在)

補 助 機 関	県(林業振興課)
対 象 者 及 び 対 象 住 宅	県内に自己の居住用の一戸建て木造住宅を新築又は購入する者(構造材補助・内装材補助)又は県内にある自己が居住するための住宅を改装する者(内装材補助)
補 助 の 条 件	在来軸組工法は構造材の90%以上かつ7.5㎡以上、枠組壁工法(2×4工法)は構造材の35%以上かつ7.5㎡以上ぐんま優良木材(県内産木材による認証材)を使用すること(構造材補助) 内装及び建具にぐんま優良木材を10㎡以上使用すること(内装材補助)
補 助 額	各年度で定める募集戸数(予算額)の範囲内で補助 構造材補助：在来軸組工法はぐんま優良木材の使用量に応じて10万円～60万円 枠組壁工法は15万円(定額) 内装材補助：上限15万円 ・内装材 3,000円/㎡ ・建具(引き戸等) 3,000円/㎡ ・建具(開き戸) 11,000円/㎡ ※ 構造材補助と内装材補助の併用は不可

## 15-3 中小企業者に対する低利融資制度

### 1 経営サポート資金

(令和2年4月現在)

貸付機関	県(経営支援課) ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	<p>災害復旧関連要件(Cタイプ) 県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であって、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地震、火災、風水害等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水、若しくはこれらに準ずる損害を受けた者</li> <li>激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けた者</li> <li>災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた者</li> <li>中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として村長から認定を受けた者</li> <li>その他知事が特に認める災害により被害を受けた者</li> </ol> <p>※ 1、2、3及び5については、事業所所在地の村長等の被災証明を受けた者</p> <p>危機関連保証要件(Fタイプ) 危機関連保証の要件に該当する特例中小企業者として村長から認定を受けた者</p>
資金使途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	Cタイプは5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内)、Fタイプは3,000万円以内
貸付条件	Cタイプ 利率…年1.1%以内、償還期間…設備資金10年以内、運転資金7年以内 Fタイプ 利率…年1.1%以内、償還期間…運転資金10年以内

### 2 中小企業高度化資金(災害復旧貸付)

(令和2年4月現在)

貸付機関	県(経営支援課)
貸付対象事業	大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化事業施設が被災し、その復旧を行うもの、又は中小企業者が復旧のため高度化事業を行うもの。
貸付条件	貸付割合…整備資金の90%以内 利率…無利子 償還期間…20年以内

### 3 政府系金融機関による貸付

(令和2年4月現在)

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
貸付限度	<p>&lt;直貸&gt;災害 1.5億円(別枠)</p> <p>&lt;代理貸&gt;災害7,500万円 (直貸の範囲内で別枠)</p>	<p>&lt;直貸&gt;災害 3,000万円 (各融資制度の限度に上乗せ)</p>	<直貸>融資限度額の定めなし
利率	各融資制度に定められた利率	各融資制度に定められた利率	所定利率
償還期間	<p>&lt;運転資金&gt; 10年以内</p> <p>&lt;設備資金&gt; 15年以内</p>	各融資制度の返済期間以内	<p>&lt;運転資金&gt; 10年以内</p> <p>&lt;設備資金&gt; 20年以内</p>

## 15-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

### 1 助成措置

根 拠 法 令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助 成 機 関	県(技術支援課)及び村
助 成 要 件	次のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール(降ひょう、竜巻又は突風(以下「局地的災害」という。))による場合は5ヘクタール)以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額がおおむね5,000万円(局地的災害の場合は2,500万円)を超えた場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸(局地的災害の場合は10戸)以上となった場合 4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 5 養殖業の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた漁業者の戸数が5戸以上となった場合 6 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 7 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった場合 8 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの
助 成 対 象	1 樹草勢回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病害虫防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾患の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの

根 拠 法 令	群馬県被災農業者向け復旧支援事業実施要領
助 成 機 関	県(農業構造政策課)及び村
助 成 要 件	農業用施設が一定規模以上の災害で被災し、農業用施設の再建等の経費を村が支援した場合、経費の一部を補助 補助率3/10以内(県：15/100以内、村：15/100以内)  助成対象は1、2を満たす者 1 群馬県農漁業災害対策特別措置条例により指定された災害により、農業用施設等に被害が生じ、被害額が10万円以上となった者 2 1に該当する旨の認定証明を村長から受けた者
助 成 対 象	農産物の生産に必要な施設及び施設と一体的に復旧する附帯施設で、原形復旧見積額が10万円以上の場合

## 2 経営資金

(令和2年4月現在)

融 資 機 関	農業協同組合その他の金融機関
利 子 補 給 機 関	県(技術支援課)及び村
貸 付 対 象 者	次のいずれかに該当する農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の10/100以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物(5アール以上の栽培面積を有する場合に限る。)の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の10/100以上であるもの
貸 付 金 額	村長が認定する損失額の55%又は500万円のいずれか低い額の範囲内(知事の定める法人は2,500万円以内)ほか、条件により異なる
貸 付 条 件	利 率…年5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内、条件により異なる 償還期間…6年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

## 3 事業資金

(令和2年4月現在)

融 資 機 関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利 子 補 給 機 関	県(技術支援課)
貸 付 対 象 者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸 付 金 額	2,500万円以内
貸 付 条 件	利 率…年5.5%以内 償還期間…3年以内 保 証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

## 4 農漁業用施設資金

(令和2年4月現在)

融 資 機 関	農業協同組合その他の金融機関
利 子 補 給 機 関	県(技術支援課)及び村
貸 付 対 象 者	農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸 付 金 額	村長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は1,800万円(農業近代化資金の貸付けを受ける場合、共同利用施設にあっては5,000万円)若しくは1,000万円(農業近代化資金の貸付けを受けない場合、共同利用施設にあっては2,000万円)以内
貸 付 条 件	利 率…年4.5%以内 償 還 期 間…15年以内(農業近代化資金の貸付けを受ける場合)又は10年以内(農業近代化資金の貸付けを受けない場合) 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

## 5 (株)日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け

(令和2年5月18日現在)

区分	資金種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	うち 据置期間
農業 関係 係 資 金	農業基盤整備 資金	農地若しくは牧野又はその 保全若しくは利用上必要 な施設の災害復旧	農業者、 土地改良区、 農協等	0.16% ～ 0.20%	25年以内	10年以内
	農林漁業セーフティ ネット資金	災害により被害を受けた 農業経営の再建に必要な 資金 法令に基づく処分又は行 政指導により経済的損失 を受けた農業経営の維持 安定に必要な資金	農業者等	0.16%	10年以内	3年以内
	農林漁業施設 資金	<共同利用施設> 農産物の生産、流通、加工、 販売に必要な共同利用施 設の復旧 <主務大臣指定施設・災害 復旧施設> 農舎、畜舎、堆肥舎、排水 施設等	農協、土地改良区、農 業共済組合等  農業者等	0.16% ～ 0.20%	20年以内  15年以内	3年以内  3年以内
林業 関係 係 資 金	林業基 盤 整備	造林資金	樹苗養成施設の復旧	0.20% ～ 0.30%	15年以内	5年以内
		台風、異常降雪等による被 害造林地の復旧 (補助事業)	林業を営む者、森林組 合・同連合会、農協	0.20% ～ 0.30%	35年以内	20年以内
	林道資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組 合・同連合会、農協、 中小企業等協同組合	0.20% ～ 0.30%	20年以内	3年以内
農林漁業 関係 係 資 金	農林漁業施設 資金	<共同利用施設> 木炭倉庫その他の林業用 共同施設の復旧	森林組合・同連合会、 農協・同連合会、中小 企業等協同組合	0.20% ～ 0.30%	20年以内	3年以内
		<主務大臣指定施設> 林業用施設等の復旧	林業を営む者	0.20% ～ 0.30%	15年以内	3年以内
	農林漁業セーフティ ネット資金	災害により必要とする経 営再建費、収入減補てん費	林業経営改善計画の 認定を受けた者	0.20%	10年以内	3年以内



## 16-1 消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第2項の規定に基づき、群馬県沼田市、群馬県利根郡白沢村、利根村、片品村、川場村、月夜野町、水上町、新治村、昭和村(以下「協定市町村」という。)との間において、消防の相互応援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(相互応援)

第2条 協定市町村の消防機関は、所轄の地域内においてこの協定に該当する災害が発生したときは、相互に応援してこれに対処するものとする。

(応援対象の災害)

第3条 相互応援の対象となる災害は次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災、爆発、風水害、地震、山崩れ、または自動車、電車、航空機もしくは危険物、高圧ガスの大事故等の発生により、所轄消防機関の消防力のみでは、被害の軽減または応急措置が困難と認められる非常災害
- (2) 協定市町村の指定する密集地及び大規模防火対象物で発生した火災
- (3) 協定市町村相互間の近隣地域に発生した火災

(応援要請)

第4条 前条第1号の規定に該当する非常災害が発生した災害地の所轄消防機関は、協定市町村消防機関に対し、その災害の概況を通報するとともに必要とする消防隊及び水防隊の種別隊数及び資器材等の数量並びに到着地点を明示して応援派遣を要請するものとする。

2 前項の応援要請に係る消防隊、資器材等の数量は、応援市町村消防機関の現有消防力の3分の1を超えないものであることを原則とする。

(応援派遣)

第5条 前条第1項の応援要請を受けた消防機関は、緊急に要請数の消防隊(資器材等を含む)を応援派遣するものとする。ただし応援市町村側消防機関において現に所轄の地域内に発生し、または発生しようとしている災害に対処するため応援派遣が不可能な場合もしくは要請数にかかわらず応援可能な限度において消防隊を派遣する場合は、その旨を受援市町村消防機関に急報するものとする。

2 第3条第2号及び第3号に定める災害の発生を覚知した協定市町村消防機関は、災害地の所轄消防機関に通報するとともに緊急に消防隊の応援派遣を行い所轄消防隊の活動に協力するものとする。

3 協定市町村消防機関の一方において、他方の協定市町村の地域内に発生した火災等の災害を覚知し、火煙、気象または地域の状況等により第3条第1号の規定に該当する非常災害と認められる場合において、災害地の所轄消防機関との急速な連絡が取れない状況にあるときは、応援要請を待つことなく、独自の判断に基づき適当と認める消防隊の応援派遣を行うことができる。

(応援隊の誘導)

第6条 第4条第1項に定める応援要請を行った消防機関は、応援隊の指定到着地点に所要の誘導隊員を配置し応援消防隊をその活動部署へ誘導するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、受援市町村消防機関の長とする。ただし、応援隊の個々の活動部署についての指揮は、応援隊の長に委任することができる。

2 応援隊の長は、前項の規定により指揮の委任を受けたときは、随時活動部署の状況移動、撤収、その他の所要事項について受援市町村消防機関の指揮者に対し緊密に報告または連絡を行い、その指揮に従って有効な応援活動に努めるものとする。

(経費の負担区分)

第8条 応援活動に要した経費は次の方法により処理するものとする。

- (1) 応援市町村側の負担  
応援に要した消防職団員の諸手当、災害補償費、車輛または機械器具等の破損修理費もしくは燃料等の一般的経費
- (2) 受援市町村側の負担  
化学消化剤または水防資器材等を使用したときの所要経費
- (3) その都度協定市町村消防機関相互の協議により決定するものとする。

(通信方法の指定)

第9条 協定市町村消防機関は、相互応援に関する通信連絡の敏速化を図るため通信方法の指定を行い、またはこれを変更したときは相互に通報するものとする。

(資料の交換)

第10条 指定市町村の消防機関は、次に掲げる資料を整備し、相互に交換するものとする。

- (1) 通信方法指定表
- (2) 管内図(道路、水利、消防施設、危険物、高圧ガス施設、重要防火対象物等を記入したもの)
- (3) 現有消防力の状況
- (4) 化学消火薬剤の備蓄量
- (5) 地域防災計画
- (6) その他必要と認める資料

(協議・連絡)

第11条 指定市町村消防機関は相互の緊密な連携と良好な協力関係を保持するため必要に応じ随時協議または連絡を行うものとする。

附 則

1. この協定は、昭和44年4月1日から施行する。
2. この協定の締結を証するため協定市町村が記名捺印のうえ、それぞれの消防機関において各一通を保持するものとする。

昭和44年4月1日

沼田市長	木 村 信 作
白沢村長	中 村 敏 男
利根村長	星 野 銀次郎
片品村長	大 竹 竜 蔵
川場村長	永 井 鶴 二
月夜野町長	西 山 保之助
水上町長	小野里 茂 昨
新治村長	原 沢 祐 治
昭和村長	萩 原 正 治

## 16-2 災害時における相互援助協定

世田谷区(以下「甲」という。)と川場村(以下「乙」という。)とは区民健康村相互協力協定の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災地独自では十分は応急対策等が実施できない場合に、相互に援助協力することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

(要請)

第2条 甲及び乙は、応急対策等に必要な物資、機材(以下「応急物資」という。)及び職員等について自ら十分な調達ができないときは、連絡担当課を通じて、相手方に対し、必要事項を示して援助を要請するものとする。

(協力)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って可能な限り応急物資を供給し、応援職員等を派遣するものとする。

(援助内容)

第4条 前条の規定により、甲又は乙が供給する援助内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 生活必需品
- (3) 被災者の収容のための施設
- (4) その他応急対策用資機材及び応援職員等

第5条 応急物資及び応援職員等の輸送は、援助する側が行うものとする。ただし、双方協議により相手方に依頼し又は分担することができる。

(連絡担当課)

第6条 相互援助のための連絡担当課(甲においては企画部区民健康村室、乙においては企画課)は、年1回の連絡会議を開くこととし、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

(ボランティアへの支援)

第7条 甲及び乙は、区民健康村相互協力協定の趣旨に鑑み、個人又は団体からの援助の申し出があった場合は、その内容を把握整理し、適切な支援が図られるよう努めるものとする。

(啓発事業への協力)

第8条 甲及び乙は、それぞれが実施する防災啓発事業に積極的に協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 供給援助に要した経費(輸送費を含む。)の負担は、双方協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の解釈について、疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

(運用)

第11条 この協定は、平成7年7月29日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成7年7月29日

世田谷区長  
大場 啓二

立会人  
世田谷区議会議長  
鈴木 昌二

川場村長  
横坂 太一

立会人  
川場村議会議長  
岡村 元吉

### 16-3 災害時における相互援助協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、世田谷区と川場村とによる災害時における相互援助協定(以下「協定」という。)第6条及び第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 援助の要請手段は、口頭、電話又は電信によるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。なお、通常の通信手段が途絶し、直接要請することが不可能なときで、援助を要する状況であることが判明したときは、要請があったものと同様とする。

(要請内容)

第3条 要請する援助内容は、協定第4条に掲げるものの品名、数量、援助の場所及び援助場所への経路、援助の期間、その他必要事項とする。

(援助内容)

第4条 援助物資については、その供給可能一覧を毎年4月1日現在で作成し、相互に交換し保管するものとする。

(連絡担当課)

第5条 協定第7条により世田谷区及び川場村は、相互援助の連絡担当課の担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

2 年1回の連絡会議は、連絡担当課の他に防災担当課が参加するものとし、相互に連絡調整を行うものとする。

(その他)

第6条 この実施細目は、第5条に定める連絡担当課及び防災担当課が年1回協議し、見直しを行うものとする。

以上の細目を確認する。

平成8年1月17日

世田谷区  
区長 大場 啓二

川場村  
村長 横坂 太一

## 16-4 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書

川場村長(以下「甲」という。 )と沼田警察署長(以下「乙」という。 )とは、群馬県地域防災計画に基づき、災害発生時における緊急交通路確保のため、警察官の補助者として川場村交通指導員の運用について次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時に災害対策の基本となる緊急交通路を確保するため、交通指導員が、現場の警察官に協力してその活動を行うための必要な手続きを定める。

(協力要請)

第2条 災害が発生し、沼田警察署のみでは、緊急交通路の確保が困難であると乙が認めた場合には、甲に対し、交通指導員の協力を要請することができる。

(出動要請)

第3条 甲は、乙の要請を受けたときは、交通指導員に出動要請をするものとする。

(業務の実施)

第4条 交通指導員は緊急交通路の確保業務を行うにあたっては、現場警察官の指示に従い警察官を補助するものとする。

(災害補助)

第5条 交通指導員が、公務上の災害(負傷、疾病、傷害又は死亡)又は交通指導員による災害を受けた場合は、「群馬県町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」を適用する。ただし、これに要した経費については、別途定める基準により、群馬県が負担する。

(費用負担)

第6条 乙が甲に要請し出動した交通指導員にかかる経費(前条に定める経費を除く。 )については、別途協議のうえ群馬県が負担するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が別途協議して決定するものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年5月1日

甲 川 場 村 長 横 坂 太 一

乙 沼田警察署長 淡 島 清

## 16-5 群馬県防災航空隊応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震・台風・水火災及び事故等の災害の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長及び消防長(以下「市町村長等」という。)が、群馬県防災航空隊(以下「防災航空隊」という。)の応援出動を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 本協定は、市町村長等の求めに応じ、防災航空隊が応援出動した場合において、当該市町村長等の管轄区域についてのみ適用する。

(応援出動の要請)

第3条 この協定に基づく応援出動の要請は、災害発生地を管轄する市町村長等が、次のいずれかに該当し、群馬県防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の運航が必要と認める場合に、群馬県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 市町村長等の消防力によっては、災害防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) 防災ヘリの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援出動の要請の方法)

第4条 応援出動の要請は、防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 応援の種別
- (2) 災害発生(又は覚知)の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の場所及び地上支援体制
- (6) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援出動の要請を受けたときは、災害発生場所の気象状況等を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による応援出動の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに市町村長等に回答するものとする。

(防災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援出動した場合の防災航空隊の災害現場における指揮は、災害現場を管轄する市町村長等が行う。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援出動の要請に基づき防災航空隊員(消防本部派遣職員に限る)が消防活動に従事する場合には、非常事態発生地の消防長から隊員を派遣している消防長に対し、消防相互応援協定(昭和50年12月8日付締結)第3条の規定に基づき応援要請があったものとみなす。

(経費負担等)

第8条 この協定に基づく応援出動に要する派遣経費は、県が負担するものとする。ただし、防災航空隊が第6条に規定するものの指揮下において活動中に、第三者に損害を与えた場合は、この限りではない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年5月20日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成9年5月20日

群馬県  
群馬県知事 小寺弘之

川場村  
川場村長 横坂太一

## 16-6 災害時における応急復旧業務に関する協定書

### 16-6-1 利根沼田森林組合

#### 災害時における応急復旧業務に関する協定書

川場村（以下「甲」という。）と、利根沼田森林組合（以下「乙」という。）とは、川場村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣 旨）

第1条 この協定は、川場村の災害時における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

#### （定 義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

#### （協力の要請）

第3条 甲が、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

#### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

#### （要請方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるものの他、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

#### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

#### （経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

#### （労災の補償）

第8条 応急対策の実施により乙の社員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の社の労災保険により補償するものとする。

#### （損害の賠償）



第9条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(協 議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前に甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年9月1日



甲 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2

川場村長 関



乙

群馬県利根郡川場村大字谷地2054番地の4  
利根沼田森林組合  
代表理事組合長 星野巳喜雄



## 16-6-2 株式会社新栄建設

### 災害時における応急復旧業務に関する協定書

川場村（以下「甲」という。）と、株式会社新栄建設（以下「乙」という。）とは、川場村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣 旨）

第1条 この協定は、川場村の災害時における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

#### （定 義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

#### （協力の要請）

第3条 甲が、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

#### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

#### （要請方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるものの他、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

#### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

#### （経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

#### （労災の補償）

第8条 応急対策の実施により乙の社員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の社の労災保険により補償するものとする。

#### （損害の賠償）

第9条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(協 議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

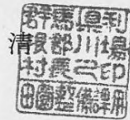
第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前に甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2

川場村長 関



乙

群馬県利根郡川場村大字門前815  
株式会社 新栄建設  
代表取締役 宗原新作



## 16-6-3 星野土建株式会社

### 災害時における応急復旧業務に関する協定書

川場村（以下「甲」という。）と、株式会社星野土建（以下「乙」という。）とは、川場村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣 旨）

第1条 この協定は、川場村の災害時における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

#### （定 義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

#### （協力の要請）

第3条 甲が、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

#### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

#### （要請方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるものの他、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

#### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

#### （経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

#### （労災の補償）

第8条 応急対策の実施により乙の社員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の社の労災保険により補償するものとする。

#### （損害の賠償）

第9条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(協 議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

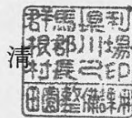
第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前に甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2

川場村長 関



乙

群馬県利根郡川場村大字川場湯原503番地  
星野西建設株式会社  
代表取締役 星野敏光



## 16-6-4 武尊造園土木有限会社

### 災害時における応急復旧業務に関する協定書

川場村（以下「甲」という。）と、有限会社武尊造園土木（以下「乙」という。）とは、川場村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣 旨）

第1条 この協定は、川場村の災害時における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

#### （定 義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

#### （協力の要請）

第3条 甲が、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

#### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

#### （要請方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるものの他、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

#### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

#### （経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

#### （労災の補償）

第8条 応急対策の実施により乙の社員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の社の労災保険により補償するものとする。

#### （損害の賠償）

第9条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(協 議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前に甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2

川場村長 関



乙

群馬県利根郡川場村大字川場湯原504

武尊造園土木有限会社

代表取締役 角田 政



## 16-7 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

### 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

川場村（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県LPガス協会利根・沼田支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、川場村において地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災者にLPガスを供給するために必要な事項を定め、住民生活の安定を図ることを目的とする。

#### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所等へのLPガスの供給について、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

#### （協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請をうけたときは、速やかに possible の限り優先的に協力するものとする。

2 乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、LPガス及びLPガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ定めることとする。

#### （引渡し）

第4条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

#### （費用負担）

第5条 前条の規定により、乙が供給したLPガスの代金については、甲が負担するものとする。

#### （情報の提供等）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかわる情報収集や支援活動のあり方について、平時から協議を行うものとする。

#### （協議）



第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに、甲・乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、さらに1年延長するものとし、以降も同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうち各自1通を保有する。

平成26年 / 月 2 / 日

甲 川場村谷地2390-2

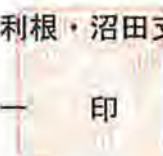
川 場 村 長 関



乙 沼田市戸鹿野町248-4

一般社団法人群馬県LPGガス協会利根・沼田支部

支 部 長 高 野 晃 一 印



## 16-8 大規模土砂災害時に備えた相互協力に関する協定書

### 大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書

#### (申し合わせ)

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所（以下、「甲」という。）と川場村（以下、「乙」という。）とは、その行政地区において大規模土砂災害等に備えた相互協力について次のとおり協定する。

#### (目的)

第1条 この協定は、大規模土砂災害時等に備え甲乙相互に協力し、有事における減災活動や災害対応等が円滑に進むことを目的とする。

#### (協力内容)

第2条 相互に協力する内容については、次の通りとする。

- (1) 危機管理計画の作成（情報収集・伝達）
- (2) 防災に関する資料等の企画作成（防災業務計画の見直し、ハザードマップの作成等）
- (3) 防災訓練等の実施
- (4) 平常時における防災意識向上に関する活動（講演会等）
- (5) その他相互に必要と認めた活動

なお、この具体的内容については、相互に協議し、段階的に進めることとする。

#### (体制)

第3条 甲と乙は、第2条を進めるに当たって協議会等を設置し、情報交換を行うこととする。

#### (有効期限)

第4条 この協定期間は、平成26年 4月 / 日から平成27年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長するものとし、以後この例により、継続するものとする。

## (疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたとき、更にこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 4月 / 日

甲 国土交通省 関東地方整備局 利根川水系砂防事務所長

神野 忠広



乙 群馬県 川場村長

関 清



## 16-9 災害時における相互応援に関する協定

### 災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町（以下「協定自治体」という。）において、地震、風水雪害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）、被災自治体独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、相互応援及び協力を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧・復興等に必要な職員の派遣
- (2) 応急対策及び復旧・復興等に必要な物資、資機材の提供
- (3) 被災者及び避難者の受け入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 災害時に応援を要請する協定自治体は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種、人員及び従事内容
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合は、物資等の品名及び数量
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合は、人員
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費負担)

第4条 相互応援に要する費用（輸送に要する費用を含む。）は、原則として要請側が負担するものとし、その額は、要請側及び要請を受けた側が協議のうえ、決定するものとする。

(災害補償)

第5条 相互応援のために派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、援助側の負担とする。

2 前項に規定する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が相互応援の業務従事中に生じたものであるときは要請側が、その損害が要請側の区域との往復の移動中に生じたものであるときは援助側が、それぞれその補償の責めを負うものとする。

(連絡担当部署の設定等)

第6条 協定自治体は、相互援助に関する連絡を円滑に行うため、あらかじめ担当部署を定めるものとする。

2 協定自治体は、災害時において、前項に規定する連絡担当部署を通じて、支援要請、必要な情報の伝達等を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項及び、この協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書5通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年1月13日

沼田市長 横山 公一



片品村長 千明 金造



川場村長 関



昭和村長 堤 盛吉



みなかみ町長 岸 良昌



## 16-10 災害発生時における川場村と郵便局の協力に関する協定

### 災害発生時における川場村と郵便局の 協力に関する協定

群馬県川場村（以下「甲」という。）と、日本郵便株式会社沼田郵便局及び川場村内郵便局（以下「乙」という。）は、川場村内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

#### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

#### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、川場村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供  
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注） 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

#### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

#### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

第4条2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

## (災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

## (情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

## (連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 川場村総務課長
- 乙 日本郵便株式会社 川場郵便局長

## (協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

第9条 この協定の有効期間は、締結日から2017年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2016年 6月 1日

甲 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2

川場村

川場村長 外山京太郎



乙 群馬県沼田市西倉内町819

日本郵便株式会社

沼田郵便局長 安良岡



群馬県利根郡川場村生品1123

日本郵便株式会社

川場郵便局長 星野勝美



群馬県利根郡川場村谷地2057-3

日本郵便株式会社

川場温泉郵便局長 星野朝昭



## 16-11 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

### 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

川場村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぐんま（以下「乙」という。）は災害時における村民生活の安定を図るため、災害時における応急生活物資供給等に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は川場村内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に甲と乙が相互に協力して、被災した村民等に対して行う応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

#### （協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

#### （協力要請）

第3条 災害時において、甲が物資を必要とするときは、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、急を要する場合で文書をもって要請することができないときは、口頭または電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

#### （協力実施）

第4条 災害時に必要な物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて必要な措置を講ずるものとする。

#### （費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた生活物資の対価を参考にし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

#### （引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任をもって行うものとする。甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認のうえ、引取るものとする。



## (情報の収集及び提供)

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して村民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

## (実施に関し必要な事項等の決定)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

## (効力の発生日)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年8月29日

甲 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2

川場村長 外山 京太郎 印

乙 群馬県桐生市相生町一丁目111番地

生活協同組合コープぐんま

理事長 梅澤 義夫 印

## 16-12 災害時における応急対策業務に関する協定書

### 災害時における応急対策業務に関する協定書

川場村（以下「甲」という。）と、株式会社 関工務所（以下「乙1」という。）、有限会社 砂山電気（以下「乙2」という。）、有限会社 片桐工務店（以下「乙3」という。）、株式会社 小林水道設備（以下「乙4」という。）（以下、乙1から乙4の総称を「乙」という。）とは、川場村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川場村の災害時における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲が、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるものの他、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（労災の保証）

第8条 応急対策の実施により乙の社員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の社の労災保険により補償するものとする。

## (損害の賠償)

第9条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

## (協議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## (協定の期間)

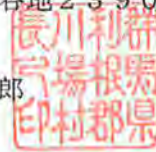
第11条 この協定の期間は、協定終了の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前に甲乙いずれも申し出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年12月 / 日

甲 群馬県利根郡川場村大字谷地2390番地2

川場村長 外山 京太郎



乙

乙1 群馬県利根郡川場村大字谷地1950番地

株式会社 関工務所 代表取締役 関 真一



乙2 群馬県利根郡川場村大字萩室723番地2

有限会社 砂山電気 代表取締役 砂山政志



乙3 群馬県利根郡川場村大字中野47番地

有限会社 片桐工務店 代表取締役 片桐 寿



乙4 群馬県利根郡川場村大字生品2177番地2

株式会社 小林水道設備 代表取締役 小林俊晴



## 16-13 災害時における飲料供給に関する協定書

### 災害時における飲料供給に関する協定書

川場村（以下、「甲」という。）と株式会社ニチネン（以下、「乙」という。）は、川場村内において、地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）の飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （要請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、平時において、災害時備蓄用飲料として2リットルペットボトルを川場村全世帯数分、毎年甲に無償提供するものとする。

#### （飲料供給の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

#### （災害時における飲料提供及び要請方法）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

#### （物資の運搬、引渡）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

#### （費用）

第5条 第1条第1項に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び供給費用等については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による対価・費用等は、乙が飲料の供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### （連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、「総務課」、乙においては、「株式会社ニチネン川場事業所」とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年9月1日

甲 群馬県利根郡川場村大字谷地2390番地2

川場村長 外山京太郎

乙 埼玉県上尾市大字領家57番地1

株式会社ニチネン

代表取締役社長 小林裕一郎

## 16-14 川場村と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

### 川場村と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

川場村（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、村民サービスの向上等を図ることを目的とする。

#### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障害者（障がい者）、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合
- (4) 災害時における協力に関すること
- (5) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (6) 地域経済活性化に関すること
- (7) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (8) その他、地域の活性化・村民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

ただし、第1号～第4号については次のとおり実施する。

- (1) 第1号、第2号及び第3号について

「地域における協力に関する協定」（平成29年6月1日締結）のとおり。

- (2) 第4号

「災害発生時における川場村と郵便局の協力に関する協定」（平成28年6月1日締結）のとおり。

#### （協力郵便局）

第3条 本協定の協力郵便局は、別表に定める郵便局とする。

## (協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## (免責)

第5条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

## (守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。  
2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

## (有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日の翌日から2021年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙いずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

## (協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2020年 10月 1日

甲 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2

川場村

川場村長 外山 京太郎 印



乙 日本郵便株式会社

川場村内郵便局代表

群馬県利根郡川場村大字谷地2057-3

日本郵便株式会社

川場温泉郵便局長 戸丸 信次 印



## 別表

川場村内郵便局名
川場郵便局
川場温泉郵便局
沼田郵便局（川場村内配達業務支援郵便局）





## 16-15 災害時における停電復旧の連携等に関する協定書

### 災害時における停電復旧の連携等に関する協定

川場村（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社（以下「乙」という。）は、災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

#### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の停電復旧作業の連携を図るため、連絡体制を確立する。

- 2 甲及び乙は、双方の緊急時連絡先を別に定め、定期的を確認する。
- 3 甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断した場合は、情報共有を図る目的で甲乙協議の上、乙の職員（以下、リエゾンという）を甲の指定する場所に派遣することができるものとする。
- 4 リエゾンの派遣を行わない場合は、甲及び乙にて別に定める緊急連絡先または臨時に開設する連絡窓口にて情報の共有を図るものとする。

#### （災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報連携を行う。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、積雪、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

#### （災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力するものとする。

- (1) 停電復旧に係る応急措置（発電車等の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (2) 甲及び乙が所有・管理する施設や駐車場等の利用
- (3) 住民への停電情報等の周知

#### （電力施設の応急復旧）

第5条 乙は、電力復旧作業の妨げとなる道路通行支障及び危険箇所を発見した場合は、その支障となるものの除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）を甲へ要請できるものとする。

- 2 甲は、前項の要請が正当と認める時は、その要請に応じて、除去作業を実施するものとする。  
ただし、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙に対し、事前協議の上、当該作業の実施を依頼することができるものとする。
- 3 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲の障害物等

除去作業の実施を待たず、乙は除去作業を実施することができるものとする。

4 前2項の障害物等の除去作業に関する費用負担については甲乙間で協議を行うものとする。

(広報活動)

第6条 乙は、川場村内において停電が発生した場合は、停電情報等の周知のため、乙の広報手段（東京電力ホームページ及びスマートフォンアプリ「TEPCO 速報」等への停電情報の掲載 等）を活用し住民への周知を行うものとする。

2 甲は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと判断した場合は、甲の広報手段（防災無線、防災メール、ラジオ等）を利用し停電等の周知を行うものとする。

3 甲は、前項の規定による周知を行う場合、乙に周知文等の提供を依頼することができるものとする。

(機密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月15日

甲 川場村大字谷地 2390-2  
川場村

川場村長 外山 京太郎



乙 渋川市石原12番地1  
東京電力パワーグリッド株式会社  
渋川支社

渋川支社長 一宮 裕樹





## 《 改 訂 履 歴 》

昭和	年	月	日	策定
昭和58	年	3月	31日	改訂
平成11	年	3月	31日	改訂
平成26	年	3月	31日	改訂
令和3	年	3月	31日	改訂
令和	年	月	日	
令和	年	月	日	



川 場 村

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地2390番地2  
TEL : 0278-52-2111 FAX : 0278-52-2333